

平成 23 年 第 3 回

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 22 日 )  
( 第 3 号 )

第 3 号  
9 月 22 日



平成23年第3回

# 三重県議会定例会会議録

## 第3号

平成23年9月22日（木曜日）

---

### 議事日程（第3号）

平成23年9月22日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第1号  
〔委員長報告、採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

|      |     |     |    |
|------|-----|-----|----|
| 出席議員 | 51名 |     |    |
| 1    | 番   | 下野  | 幸助 |
| 2    | 番   | 田中  | 智也 |
| 3    | 番   | 藤根  | 正典 |
| 4    | 番   | 小島  | 智子 |
| 5    | 番   | 彦坂  | 公之 |
| 6    | 番   | 栗野  | 仁博 |
| 7    | 番   | 石田  | 成生 |
| 8    | 番   | 大久保 | 孝栄 |

|    |   |     |     |
|----|---|-----|-----|
| 9  | 番 | 東   | 豊   |
| 10 | 番 | 中 西 | 勇   |
| 11 | 番 | 濱 井 | 初 男 |
| 12 | 番 | 吉 川 | 新 尚 |
| 13 | 番 | 長 田 | 隆 衛 |
| 14 | 番 | 津 村 | 真 治 |
| 15 | 番 | 森 野 | 正 美 |
| 16 | 番 | 水 谷 | 熊 野 |
| 17 | 番 | 杉 本 | 欣一郎 |
| 18 | 番 | 中 村 | 欽 市 |
| 19 | 番 | 小 野 | 聰 人 |
| 20 | 番 | 村 林 | 正 英 |
| 21 | 番 | 小 林 | 康 智 |
| 22 | 番 | 奥 野 | 宜 健 |
| 23 | 番 | 中 川 | 三千宣 |
| 24 | 番 | 今 井 | 健 昭 |
| 25 | 番 | 藤 田 | 裕 直 |
| 26 | 番 | 後 藤 | 富 健 |
| 27 | 番 | 辻 井 | 年 真 |
| 28 | 番 | 笹 垣 | 謙 順 |
| 29 | 番 | 稻 川 |     |
| 30 | 番 | 北 川 |     |
| 31 | 番 | 館 部 |     |
| 32 | 番 | 服 田 |     |
| 33 | 番 | 津 嶋 |     |
| 34 | 番 | 中 嶋 |     |
| 35 | 番 | 竹 上 |     |
| 36 | 番 | 青 木 |     |

|     |   |     |     |
|-----|---|-----|-----|
| 37  | 番 | 中 森 | 博 文 |
| 38  | 番 | 前 野 | 和 美 |
| 39  | 番 | 水 谷 | 隆   |
| 40  | 番 | 日 沖 | 正 信 |
| 41  | 番 | 前 田 | 剛 志 |
| 43  | 番 | 舟 橋 | 裕 幸 |
| 44  | 番 | 三 谷 | 哲 央 |
| 45  | 番 | 中 村 | 進 一 |
| 46  | 番 | 岩 田 | 隆 嘉 |
| 47  | 番 | 貝 増 | 吉 郎 |
| 48  | 番 | 山 本 | 勝   |
| 49  | 番 | 永 田 | 正 巳 |
| 50  | 番 | 山 本 | 教 和 |
| 51  | 番 | 西 場 | 信 行 |
| 52  | 番 | 中 川 | 正 美 |
| (42 | 番 | 欠   | 番)  |

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

|              |     |     |
|--------------|-----|-----|
| 事務局長         | 林   | 敏 一 |
| 書 記 (事務局次長)  | 神 戸 | 保 幸 |
| 書 記 (議事課長)   | 原 田 | 孝 夫 |
| 書 記 (企画法務課長) | 野 口 | 幸 彦 |
| 書 記 (議事課副課長) | 山 本 | 秀 典 |
| 書 記 (議事課主査)  | 竹之内 | 伸 幸 |
| 書 記 (議事課主査)  | 藤 堂 | 恵 生 |

---

会議に出席した説明員の職氏名

|     |         |
|-----|---------|
| 知 事 | 鈴 木 英 敬 |
|-----|---------|

副 知 事  
副 知 事  
政 策 部 長  
総 務 部 長  
防災危機管理部長  
生活・文化部長  
健康福祉部長  
環境森林部長  
農水商工部長  
県土整備部長  
政 策 部 理 事  
政策部東紀州対策局長  
政 策 部 理 事  
健康福祉部理事  
健康福祉部こども局長  
環境森林部理事  
農水商工部理事  
農水商工部観光局長  
県土整備部理事  
企 業 庁 長  
病院事業庁長  
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員長  
教 育 長

公安委員会委員長  
警 察 本 部 長

安 田 敏 春  
江 畑 賢 治  
小 林 清 人  
植 田 隆  
大 林 清  
北 岡 寛 之  
山 口 和 夫  
辰 己 清 和  
渡 邊 信一郎  
北 川 貴 志  
梶 田 郁 郎  
小 林 潔  
藤 本 和 弘  
稲 垣 清 文  
太 田 栄 子  
岡 本 道 和  
山 川 進  
長 野 守  
廣 田 実  
東 地 隆 司  
南 清  
山 本 浩 和

清 水 明  
真 伏 秀 樹

西 本 健 郎  
斉 藤 実

代表監査委員 植田 十志夫  
監査委員事務局長 長谷川 智雄

人事委員会委員 岡 喜理夫  
人事委員会事務局長 堀木 稔生

選挙管理委員会委員 宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長 小林 正夫

---

午前10時0分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る9月20日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第1号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されました。

以上で報告を終わります。

---

## 予算決算常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件名                     |
|------|------------------------|
| 1    | 平成23年度三重県一般会計補正予算(第5号) |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年9月20日

三重県議会議長 山本 教和 様

予算決算常任委員長 岩田 隆嘉

### 質 問

議長(山本教和) 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。52番 中川正美議員。

〔52番 中川正美議員登壇・拍手〕

52番(中川正美) おはようございます。伊勢市選出の中川正美でございます。

さきの台風12号、また、今回の台風15号で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと存じます。

最初に、知事の政治姿勢についてであります。まず、みえ県民力ビジョンについてお伺いをします。

先日の全員協議会において、新しい県政ビジョンでありますみえ県民力ビジョンについて、その中間案の説明をいただきました。我が国が東日本大震災という未曾有の災害を経験し、その復興の途上にあるという現状、リーマンショック以降の世界的に低迷している経済状況、さらには、ここ数カ月の急激な円高など、我が国を取り巻く状況は知事の発言どおり、非常に厳しいものと考えているところでございます。



また、このような中で提出されましたみえ県民力ビジョン中間案は、4月に就任されました知事がこの先どのように県政を運営していこうとされるのかを示そうとする、鈴木知事にとって非常に大きな意味を持つものであることは想像にかたくありません。野呂知事は県民が主役の県政を訴えられ、新しい時代の公、文化力をベースにした県政運営を提唱されました。また、その1代前の北川知事のときは生活者起点の県政を訴えられ、県政運営に取り組まれました。知事は政策集に県民幸福実感度日本一の県を実現したいと訴えられ、今回示されたみえ県民力ビジョンで幸福実感日本一を目指そうと言われております。

政策集には同時に、日本一現場に飛び込むリーダー、年中無休で日本一働くリーダーなどを明記し、日本一給料の安いリーダーという項目に関しては、文字どおり日本一給料の安い知事となり、実現をされているわけであります。

日本一給料が安いといった数値であらわせる目標につきましては確かに測定が可能な項目と思われませんが、今回のビジョンで言われている幸福実感日本一はどのようにはかるのでしょうか。

そこで、基本理念で掲げております幸福実感日本一とはどのような基準で、あるいは何をもとに日本一を目指そうとしているのかをお伺いします。

さらに、みえ県民力ビジョンは、おおむね10年先を見据えたビジョンと、今後4年間に特に重点的に取り組む仕組みとして、行動計画を同時に示されました。その選択・集中プログラムは、まさにこの先数年間で鈴木県政がどのような政策課題に優先的に取り組もうとしているのかを示す、県民にとりまして関心の高いものであると考えます。

そこで、知事が選択・集中プログラムでどのような課題に優先的に取り組もうとしているのか、また、その方向性をできるだけ早期に県民に示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、鈴木知事の今後の財政運営について質問をいたします。

今後、みえ県民力ビジョンに基づき、幸福実感日本一の三重県を目指して鈴木県政を強力に推し進めていくためには、何よりもまず、しっかりとした

県財政の基盤を確立し、持続可能な財政運営を行っていくことが重要であると考えます。

しかしながら、県の財政状況は大変厳しい状況が続いております。知事は本年度の財政状況について、14日の提案説明の中で、「県税収入について東日本大震災の影響などから今後、大幅な落ち込みが予想される一方で、社会保障関係経費や県立病院改革に伴う経費の追加のほか、台風12号による災害復旧費等の計上が見込まれるなど、一段と厳しさを増しています。」と述べられております。

そこで、知事にお聞きします。

今後、みえ県民カビジョンに基づき鈴木県政を推進していくに当たり、その財源をどのように確保されていくのか、県財政の基盤確立と今後の財政運営に向けた道筋についてお伺いをいたします。

次に、エネルギー関連施策についてお伺いをいたします。

今年3月に発生した東日本大震災については、徐々に復興に向けた施策が進められようとしています。文字どおり未曾有の災害であり、完全に復興というにはまだまだ数年を要するものと思われれます。国や自治体をはじめ、住民の皆様が一步步復興に向けた歩みを進めていることに改めて敬意を表するとともに、この悲惨な大災害をいつまでも忘れずにいることが私たちの使命であると考えます。

さて、一方で、福島第一原子力発電所の事故につきましては、その収束がなかなか進んでおりません。原子炉そのものは震災直後と比較すると安定しているものとも表現できるかもしれませんが、放射性セシウムによる農畜産物の汚染、また、風評被害、原発周辺地域の除染、瓦れきの処理など、まだまだ出口の見えない状態と言えるのではないのでしょうか。多くの国民が原子力発電所に対する考え方を変えるような出来事になったものと理解をしています。9月13日には野田新総理の施政方針演説がありましたが、その中でもエネルギー政策の再構築を述べられました。中長期的には原発への依存度を可能な限り下げていくと訴えられました。

そこで、鈴木知事にお伺いいたします。

原発の必要性について、知事はどのようにお考えなのか、改めてお聞かせください。

原発の是非は様々な意見があるでしょうが、いずれにいたしましても、国あるいは地方公共団体も、再生可能エネルギー、いわゆる新エネルギーの割合を増していくような取組を今後は加速させていくことになるものと予想されます。当然、本県におきましてもこのような取組を強力に進めていく必要があると考えますが、太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーを活用したエネルギーの確保対策について、三重県は今後どのように取り組んでいくのか、御答弁をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 中川議員より御質問いただきました数点について、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、みえ県民力ビジョンの関係であります。幸福実感日本一、どのような基準で、何をもとに日本一を目指そうとしているのかという点であります。幸福の形、内容というのは一人ひとりの価値観や考え方によって異なっておりますけれども、私は、県民の皆さん一人ひとりが自立し、そして、それぞれの立場で参画をし、力を合わせて新しい三重をつくっていく中で幸福が実感されると考えております。

基本理念に掲げた「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」とは、他の都道府県と何かを比較して順位をつける意味というのではなく、日本一幸福が実感できるんだと胸を張ることができる、そういう新しい三重づくりにみんなで取り組んでいくこと、それを表現しております。新たに設けた幸福実感指標も、ビジョンが目指す取組の進みぐあいを県民の皆さんの実感の推移によってはかろうとするものであります。

私が大切にしたいのは、県民の皆さんに実感をしていただきたいということです。幾ら行政がこんなことやりました、あんなことやりましたと言っても、その成果が県民の皆さんに届いていなかったり、県民の皆さんがよくな

ったなという実感につながっていないければ意味がありません。三重県に限らず行政は、そういう県民の皆さんの実感という部分がないがしろにしてきた、そういう部分があるのではないかと私も行政の経験がある中で思っておりまして、言いわけ的にこういうのやりました、ああいうのやりましたという部分に力点があった、そういうことも否めない部分があるのではないかと。そういうものを変えていきたい。

リスクもあると思います。この実感というのを明らかにするのはリスクもあると思いますけれども、それは実感が上がらなかつたらどうするのかということでもありますけれども、上がっていないじゃないかという批判も浴びるかもしれませんが、やっぱりそれでも県民の皆さんの実感というのを大切にして行政を進めていきたい、そういう思いで今回こういう幸福実感というものを指標としてやっていくということにチャレンジをしたいと、そういう思いであります。

続きまして、選択・集中プログラム、どのような課題に優先的に取り組むのか、また、その方向性をできるだけ早期に県民の皆さんにお示すべきではないかという御質問でありますけれども、みえ県民力ビジョンでは、4年間の具体的な取組を示す行動計画の中に、計画期間中に行政経営資源を効率的かつ効果的に投入する仕組みとして、選択・集中プログラムを設けることを提案しております。

選択・集中プログラムには、県政における重要かつ緊急に対処すべき課題を解決するための緊急課題解決プロジェクトと、目の前というよりは、二歩先、中期的な視点で県民の皆さんと新しい三重をつくっていくための新しい豊かさ協創プロジェクトを設け、今後4年間に重視すべきこと、優先すべきことを位置づけ、県民の皆さんに成果が届くことを重視し取り組んでいきたいと考えております。さらに、過疎化、高齢化の進む県南部地域の活性化を図るための南部地域活性化プログラムにも取り組んでいきたいと考えております。

具体的なテーマや内容については、ビジョンの基本理念を踏まえ、財政状

況も勘案しながら現在検討を進めておりまして、できる限り早い時期に、県議会をはじめ、県民の皆さんに基本的な考え方や方向性をお示しし、御意見をいただきたいと考えております。

続きまして、財政運営に関する御質問に対する答弁であります。

本県の財政状況は、先ほど中川議員も引用していただきましたけれども、先般、私の提案説明の中にもありましたが、一段と厳しさを増しており、このままでは、来年度予算において政策的な経費の相当な削減を余儀なくされるなど、深刻な状況になると予想されます。

こうしたことから、新たな行財政改革の中で一つの柱として財政運営の改革に取り組むこととしております。

まず、歳出の見直しとしましては、先般、公開仕分けを行った三重県版事業仕分けなどにより、ゼロベースからの徹底した事務事業の見直しを行うとともに、総人件費の抑制に取り組むこととしています。

一方、歳入の確保としましては、税込確保対策では、個人県民税のさらなる徴収対策の促進、クレジットカード納税、ワンストップサービス化などによる納税環境の整備など、また、新たな財源確保対策では、ネーミングライツなどの多様な財源の確保や未利用の県有財産の積極的な売却、こういうものも進めていきたいと考えております。

こうした取組により、みえ県民力ビジョン・行動計画に掲げられた施策を着実に推進できるよう、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、エネルギー関連施策です。

一つ目の原子力発電の必要性についてであります。原子力発電はこれまで国のエネルギー政策に沿って進められ、現在、日本には54基の原子力発電所が設置されております。しかしながら、福島第一原子力発電所事故のいまだ収束が見られない中で国民の不安も高まっていることから、浜岡原子力発電所をはじめとして、多くの原子力発電所が停止の状態となっております。

こういった状況の中で、三重県における新たな原子力発電所の立地につい

ては議論の余地なしということであります。全国的にも新規立地は極めて困難と考えております。また、国全体の既設の原子力発電については、将来的に日本全体のエネルギー構成における原子力発電の比率を下げていくべきであると考えております。

しかしながら、その過程においては、エネルギーは国民生活や産業経済活動を支える根幹的な基盤であることから、これらへの影響も十分に見きわめながらしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

一方で、県内においての立地のみならず、近いところに、あるいは風の影響で三重県に影響が少なからずある可能性のあるような原子力発電所もあるわけでありますので、そういう部分についての情報収集、いざというときの体制、そういうものの充実についても、事業者の方々や他の自治体とも連携をして進めていきたいと考えております。

そして、太陽光発電や風力発電の関係でありますけれども、エネルギー政策そのものについては、これまでのように国や電力会社だけに任せるという固定観念から脱却をし、県も当事者意識を持って主体的に取り組んでいく必要があると考えております。三重県では今年度中に新エネルギービジョンを改定する予定であり、安全で安心な地域エネルギーの確保、これを軸にして、地域活性化、温暖化対策、産業振興、こういうものと連携させながら、三重県の地域特性を生かした太陽光発電や木質バイオマスなど、新エネルギー導入を推進してまいります。

また、ビジョンは単に、目標数値を設定すると、それを競うというのではなく、重点プログラムなどの具体的な事業内容を盛り込み、成果を上げることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔52番 中川正美議員登壇〕

52番（中川正美） 御答弁いただきました。

県民幸福実感度日本一、このフレーズでありますけれども、実は私が当選いたしましたのは昭和58年でありました。最初の県外視察が熊本県でございました。当時は細川知事、後の総理でありますけれども、細川知事が、熊本

県日本一づくり運動、これを提唱してみえました。この運動の中身というのは、その地元の肥後の方で幕末の思想家であった横井小楠という方が、こんなことをおっしゃっています。全国を駆けめぐって山という山を踏破したが、総じて心に残るものがなかった。しかし、一つだけはっきりと心に刻まれているものは富士山だけ。人間は常に富士山のように第一等を心がけねばならぬ。こういう詩をつくったそうでありますけれども、それをモチーフにして日本一づくり運動というのを提唱なさったそうであります。

この運動は、今の知事の発言にも相通ずる点もあるかも知りませんが、産品を日本一たくさんつくろうということではなくて、産業とか福祉、教育、あらゆる面で地域の特性力や個性を生かして、それが全国のモデルになるような、そんな先駆的な取組、そこで、これがどこよりもここだけということで、当時のパンフレットなんです、（現物を示す）大変大事にしておるんですが、この中を見ますと、県下の市町村、例えば中央町というところがあるんですが、ここは日本一の石段、3333段あって、この石段を活用したいろんなイベントをやっておるとか、また、五木村という名前のごとく、子守歌でまちづくりしておるとか、県下の市町村がまさに日本一を目指してやってきた。今の若干相通ずる点もあるんですが、若干違っておるところはあると思います。いずれにいたしましても、つま先というんですか、方向性は私は一緒だと思いますので、ひとつ参考にさせていただきたいと思います。

それでは、時間の関係で次の項に移らせていただきたいと思います。

三重県の防災対策についてお伺いをいたします。

本年3月に発生した東日本大震災は、自然災害の脅威と、地震・津波対策の厳しさを私たちに知らしめ、これまでの防災対策の見直しが迫られています。私の地元伊勢市におきましても、防災対策、特に地震・津波対策への関心が高まっています。

私が住みます伊勢市大湊は、宮川の支流と勢田川、五十鈴川が合流する三角州に位置し、12世紀ごろから神社港とともに、伊勢神宮の外港としての役割を果たしてきました。江戸に入ってから回船問屋や船宿などが軒を並べ、

その名残の造船業が今も続いております。

この地域の歴史を古文書『大湊由来記』でひもといてみますと、1498年に発生した明応地震で甚大な被害を受けたとされています。この明応地震は、静岡県沖を震源に発生し、東海地震、東南海地震が連動したと言われ、マグニチュード8.2から8.6の規模であったとされており。この地震で紀伊半島から房総半島の沿岸に津波が襲来し、当時の伊勢志摩地域では約1万人が溺死したと言われ、私ども地元大湊では、倒壊家屋が1000件、溺死者5000人余とされています。

津波研究の世界的権威であられた故飯田汲事先生は、これら古文書をもとに明応地震を研究され、津波の高さを志摩半島で8メートルから15メートル、渥美半島で5メートルから8メートルと分析し、当時の日本のおよそ人口1200万人に対し、関東から関西にかけ大津波で5万1000人以上が死亡したと結論づけられたということでもあります。

このような歴史的な資料と現代の防災対策との関係は、東北地方で869年に発生したとされる貞観地震による大津波の記録を原子力発電所の防災対策に反映させるよう、事前に一部地震学者が提唱したにもかかわらず、それが生かされなかったことが話題になりました。

国におきましては歴史の記録を防災対策に生かす方向を検討されているとのことですが、県の防災においても歴史に学ぶ点が多いかと思えます。私の地元大湊におきましてこのことは十分理解しており、知事に対しまして今年4月20日に、地元大湊振興会長から防災対策の見直し等をお願いしたところでございます。

以上のことを踏まえた上で、防災対策を積極的に推進されている知事のお考えをお聞きいたします。

まず、本県におきまして、東日本大震災を受け、国の中央防災会議による防災基本計画の見直しや被害想定の見直しを受け、地域防災計画を見直すとともに、津波浸水予測調査を実施し、緊急地震対策行動計画を策定して対策に取り組むとのことですが、その取組はどこまで進んでいますか、お伺い



いたします。

次に、海岸堤防の整備についてであります。

3月に発生した東日本大震災を見てもわかるように、私は、海岸堤防、ハードだけですべての災害を防護することができるとは思っておりません。しかし、本県の海岸堤防は昭和30年代につくられたものが多く、既に50年以上たっています。そのため、老朽化等による堤防の防護機能の低下が懸念をされているところであります。

私の地元であります宇治山田港海岸の堤防についても例外ではなく、築堤後かなりの年月がたっているものもあります。地元の方々はさきの東日本大震災における沿岸地域の被害の甚大さを目の当たりにして、大きな不安を抱いているところであります。

そこで、お伺いをいたします。

宇治山田港の海岸堤防の老朽化対策等の現状と今後の県の取組方針についてお聞かせください。

次に、命の道でもあります紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の整備についてお伺いをいたします。

紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路は、式年遷宮を平成25年に控え、伊勢志摩地域と東紀州地域の交流、連携の一層の促進に寄与する重要な道路であります。また、これらの道路は震災時の地域の孤立化を防止する観点からも非常に重要な道路であると考えます。現在の整備状況をお聞かせいただくとともに、命の道としてのこれらの道路に対する県の取組状況についてお聞かせください。

次に、防災教育の充実についてお伺いをします。

震災後、幾つかの新聞を拝見し、目にとまりましたのは、岩手県釜石市の小・中学生のほとんどが助かり、釜石の奇跡と書かれた記事でありました。三陸地方で津波でんでんこという言い伝えがあります。家族のことも構わずに一目散に逃げるといことらしいんですが、自分の命は自分で守るという教育が釜石市では徹底されていたようであります。

知事は、去る8月19日、20日の両日において、被災地の宮城県と岩手県の2県を訪問され、岩手県では釜石市の小・中学校も訪れたと聞いております。実際に目で見て、あるいは肌で感じて、様々な思いを持って訪問を終えたのではないかと推察いたします。本県は太平洋に面し、リアス式海岸を有するという点で岩手県と類似をしており、近い将来予想される大地震は津波による被害も懸念されていますので、東日本大震災は対岸の火事ではなく、まさに目の前に迫っている危機と言えるのではないのでしょうか。そのような中、本県では防災対策の推進とともに、防災教育の充実強化に早急に取り組まなければならないと考えるところであります。

さて、そこで、知事にお伺いいたします。

今回の釜石市の防災教育の取組について、視察で学んだことを今後県の防災教育にどのように生かそうと考えているのか、その方針についてお聞かせをください。

また、防災対策は地域での取組も重要であります。私の地元は高台がなく、津波が襲来した際に逃げる場所がありません。地元伊勢市にも要望しているところでありますが、市単独では難しいものもあります。

そこで、お尋ねをいたします。

県として、市町が行う防災対策をどのように支援を行い、連携していくのかをお聞かせください。

最後に、こういう状況の中、国におきましても、津波対策を総合的かつ効果的に推進し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として、津波対策の推進に関する法律が本年6月11日、国会で可決、成立し、6月24日に公布、施行されました。この法律の第15条において、津波防災の日を11月5日とすることが定められており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとされております。この11月5日というのは、1854年に和歌山県を津波が襲った際に、稲に火をつけて、暗やみの中で逃げおくれた人たちを高台に避難させて救った稲むらの火の逸話にちなんだ日であるそうであります。県は

津波防災の日にどのような取組を行おうとしているのかをお聞きいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 中川議員より御質問をいただきました防災の関係で、私のほうから幾つか答弁をさせていただきたいと思います。

まずは、地域防災計画の見直し等についての御質問でございます。

地域防災計画については、県としましては年内を目標に、見直し項目の検討、あるいは課題の抽出を行ってまいりたいと考えておりまして、また、現在も行われておりますけれども、国が今後予定している防災基本計画の見直し、あるいは東海・東南海・南海地震の被害想定推計の見直し、こういう、我々県として見直した、抽出した項目と国の動向と、これらをあわせまして、これらを踏まえて県としての計画の修正案を取りまとめ、三重県防災会議幹事会での協議を経て県防災会議で審議させていただきたい、そのように考えております。

次に、津波浸水予測調査については、避難所の配置や避難路の点検など、津波避難体制の検証を行うため、東日本大震災と同規模の地震を想定し、名古屋大学の協力を得て、現在、取組を進めているところであります。急ぎ、作業を進めておりますが、県民の皆さんの関心も高いことから、何とかできるだけ早い時期にお示しをしたいと考えております。

また、緊急地震対策行動計画については、県民の命を守ることを最優先に、地震の揺れや津波から逃げる、特に自助、共助に関する取組を支援する観点から、緊急かつ集中的に取り組むべき対策を取りまとめることとしております。この緊急地震対策行動計画についても、先ほど申し述べました津波浸水予測調査結果とともにお示しをしたいと考えております。

続きまして、私のほうから、釜石市の視察を踏まえての防災教育の取組について答弁をさせていただきたいと思います。

8月18、19日の両日、被災地の復興現場を自分自身が確認することで被災地復興のための支援や本県防災対策への備えに向けた取組につなげることを目的に、東日本大震災の被災地を訪問しました。

8月19日には、想定を超えた津波から多くの児童・生徒の命を守ることができた防災教育の取組について調査するため、岩手県釜石市を訪れたところでもあります。今回、釜石市での取組をお聞きし、また、釜石の奇跡と言われた鵜住居小学校、釜石東中学校の児童・生徒が必死で逃げた道をたどらせていただき、改めて防災教育の重要性を実感するとともに、地震や津波等の災害に対し、児童・生徒が自ら危険を予測し回避できる力をしっかりと身につけることが必要であると感じたところでもあります。

現在、教育委員会で6月に立ち上げた学校防災緊急対策プロジェクトにおいて、防災危機管理部や市町教育委員会と連携し、東日本大震災の教訓を踏まえた今後の学校における防災対策、防災教育の指針の検討に当たらせているところでもあります。また、児童・生徒が、災害発生時の学校や通学途上の危険、安全に避難できる経路や場所、家庭での防災対策について自ら確認し、自らの命を自ら守る力につなげるため、子ども防災ノートの作成を進めているところでもあります。

県としましては、子どもたちが災害時に自分で判断し行動できる対応力を身につけることを目的とした教材として、啓発映像や楽しみながら学べるような防災体験キットなどの作成も進めているところでもあります。これらのコンテンツと子ども防災ノートを活用して、児童・生徒が保護者や地域の方々とともに参加する実践的な訓練の実施も計画してまいりたいと考えております。

また、釜石市で学んだことでありますが、自分の命を自分で守る、そういう意識啓発や、あるいは実際の行動に当たっていくためには、核となるリーダー、こういうものが必要だということも釜石市で教えていただきました。学校においては各学校においてリーダーとなっていていただく教員の方の養成、また、すべての年代、地域全体ということでは、これまでもみえ防災コーディネーターや美し国おこし・三重さきもり塾などの取組で人材育成に手がけてまいったところでもありますけれども、引き続き、そのような核となるリーダーの養成に向けてもしっかりとした取組を進めてまいりたいというふうに

考えております。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（大林 清） 私のほうからは2点、津波からの避難ということと、それと、津波防災の日の取組について御答弁申し上げます。

津波に対しましては一刻も早く安全な高台に避難することが重要ですが、高台がない場合には、近くの公共または民間のビルのうち、津波に対する構造的な安全性が確保されている津波避難ビルを確保することが重要だと考えております。

県といたしましては、市町が行う公共施設や利用協定に基づく民間施設への外づけ階段の設置費に対しまして、地域減災対策推進事業で補助を行っております。また、津波避難ビルの確保が困難な地域につきましても、津波避難施設などの整備について市町の支援を行うとともに、地域の津波避難計画づくりでありますとか津波避難訓練などのソフト的な取組に対しまして、県として市町と一緒に取組を進めたいというふうに考えております。

それと、津波防災の日の取組でございますけれども、6月24日に施行されましたこの法律の第15条で、国民の間に広く津波対策に関しての理解と関心を深めるため、11月5日を津波防災の日と定められておるところでございます。県としましても様々な津波対策を進めていかなければならないというふうに考えておりますが、その中で啓発にも力を入れていきたいというふうに考えております。今年の11月5日には県内の災害ボランティア団体の方々とともに、次の世代へ津波災害に対してどのように備えるかということを実際に引き継ぐために、子どもたちを中心としたイベントを計画しております。また、この取組のほかにも、啓発のための講演会、あるいはシンポジウムという形での取組、開催を考えておるところでございます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 私から、宇治山田港の海岸堤防及び紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の取組についてお答えいたします。

宇治山田港海岸は、五十鈴川を挟みまして二見地区海岸と大湊地区海岸が

ございます。その海岸堤防は伊勢湾台風後に整備されたものであるため老朽化しておりまして、また、砂浜も侵食が進行しております。このため、高波による被害が懸念されております。

二見地区海岸においては、二見町茶屋地内の約760メートルの区間を事業化しており、これまでに堤防改良約180メートルや砂浜の整備などを行いました。引き続き、残りの区間の整備を進めてまいりたいと思います。

また、二見町荘地内から二見町今一色地内にかけての約2800メートルの区間について、平成21年度、22年度に行った老朽化調査の結果を踏まえ、現在対策工法を検討しており、今後、緊急度の高い箇所から整備を実施していきたいと考えております。

一方、大湊地区海岸につきましては、平成11年度までに伊勢湾に面した約960メートルについて、老朽化した堤防の改良や砂浜の整備等を行いました。さらに、大湊川に面した堤防についても約870メートルの区間について、平成19年度から老朽化対策としての補強工事に着手し、これまで約215メートルの整備を行いました。引き続き、残りの区間の整備を進めてまいりたいと思います。

続きまして、紀勢自動車道と熊野尾鷲道路ですが、整備状況は、紀勢大内山インターから熊野市の大泊インターの間のうち尾鷲市内の未事業化区間を除きまして、平成25年度の完成を目指して着実に事業が進んでいるところでございます。国に対しては、例年の国家予算要望や和歌山県などとの連携した要望など、あらゆる機会をとらえて要望を行っております。

また、先日、台風12号の被害状況を視察するため来県された野田総理や政府関係者に対して鈴木知事から、豪雨や東海・東南海・南海地震による災害に備えるための新たな命の道として、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の予定どおりの完成、ミッシングリンクの解消について要望を行いました。また、同じく視察に来県された自民党の谷垣総裁、公明党の山口代表にもその必要性を伝えさせていただいたところです。さらに、昨日は台風12号の災害関連の要望で江畑副知事のほうから、政府関係者、関係省庁、地元国会議員等にも

要望を行いました、その中でも同じ要望をさせていただいております。

以上です。

〔52番 中川正美議員登壇〕

52番（中川正美） 御答弁いただきました。

特に大震災、命の重さ、命の大切さは国民の皆さん方が知ったわけであり  
ますけれども、そんな中、防災教育ということで知事も行かれたわけなんです  
が、釜石市では2008年度から文部科学省の防災教育支援モデル地域事業と  
いうことで、現在では市内全部の小学校で津波防災教育がやられておる。

そこで聞きましたら、3原則というのがあるそうです。一つは想定を信じ  
るな。これが一つ目。二つ目がベストを尽くせ。3番目が率先避難者たれ。  
想定を信じるな、ベストを尽くせ、これはわかっていただけと思うんです  
が、3点目の率先避難者たれというのは、これはこういうことだそうです。

群馬大学の大学院の片田先生という方が、同じことを意味する二つの情報  
がないと人間は逃げられないと指摘をしています。例えば、非常ベルが鳴っ  
ただけでは逃げ出す人はいないが、だれかが火事だと叫ぶなど、二つ目の情  
報があって初めて逃げることができるということです。

子どもたちは、君が逃げればみんなが逃げる、率先して逃げることで多く  
の人の命を救うことにつながると教え込んできたそうであります。こうした  
実践がこういう形で釜石市では見事に行われ、多くの子どもたちが助かった  
と、こういうことであります。

今後、教材等をつくれるということなんですけれども、防災教育でも想  
定に基づいた防災マニュアルを編まれることも重要でありますけれども、何  
が起こるかもわからない、想定で学ぶとともに、その根底に、自分の命は自  
分で守るという、危険から逃れる姿勢を教える教育が必要ではないかと思  
いますので、教育長におきまして十分肝に銘じて頑張っていたきたいなと、  
こんなふうに思います。

それから、もう1点、液状化の問題。これは特に今回の大震災で被害が出  
ました。三重県としても早急に対策を講じていただきたいと思います。

それでは、次の項に移らせていただきます。

三重県の観光振興について伺いいたします。

今からさかのぼること2年6カ月前の平成21年第1回定例会において、私は、県を挙げて観光立県に取り組むという姿勢を明確に示すため、観光振興条例を制定する必要があるのではないかと提案をいたしました。その後、いろんな経緯もありましたことから、去る14日にみえの観光振興に関する条例案が上程されたことにつきましては、関係者の1人として大変感慨深いものがあるとともに、今後の観光施策の展開につきましても大きく期待をしているところでございます。特に、知事の政策集には観光振興に関する取組が数多く掲載をされています。今すぐに取り組めるもの、中長期的な視野に立って進めていくべきもの、財政的な裏づけが必要となるもの、様々だと存じますが、着実に進めていくことが必要であると考えています。

中でも、式年遷宮がいよいよ2年後の平成25年10月にとり行われます。伊勢神宮のみが有するほかにはない魅力が、今まさに国内外を問わず多くの方々に理解をされるとともに、伊勢志摩地域の官民が力を合わせて観光客の受け入れに取り組まれています。20年に1度のまたとないチャンスを生かすためにも、県としても一層の取組が求められるのではないかと考えております。

そこで、数点伺いいたします。

1点目は、条例についてであります。

今議会に上程されたみえの観光振興に関する条例案は知事の決意や思いが込められた条例だと伺っておりますが、単に制定するだけではなく、条例を生かして、今後、県内観光をどう振興していくかが重要であると考えております。条例には、県や市町だけではなく、観光関係団体や観光事業者の役割も規定をされています。条例の理念をどう周知され、実効性を高めていくのか、伺います。また、条例に基づく計画の策定をはじめ、条例制定後の展開についてはどのように取り組んでいかれるのか、知事のお考えをお聞かせください。



次に、先ほど申しました知事の政策集には観光に関する施策がたくさん記載されていますが、これらの事項をどう取り組んでいくのか、このビジョンにどう反映されているのかをお伺いいたします。

3点目は、知事の政策集の施策とも関連する、映画などのロケ地の誘致についてであります。

御承知のように、本県は風光明媚なだけでなく、変化に富む地形であることから、ロケ地にふさわしい観光地がたくさんあります。映画やテレビドラマのロケ地として使われることにより、素晴らしい三重の景勝地をたくさんの人に知っていただくことができます。観光地の振興の点からもロケ地の誘致は非常に有効だと考えますが、さらに一歩進んだ取組もあります。

例えば、今年8月末に、香川県小豆島、直島、高松市を中心に瀬戸内海国際子ども映画祭が開催されました。この映画祭の中で、瀬戸内を舞台にし、子どもが活躍するシーンがあることなどを条件に全国から脚本を公募したところ、海外からの応募も含め、全部で139作品もの応募があったそうです。また、グランプリとなった脚本は3年以内に、もちろん瀬戸内を舞台に映画化される予定と聞いています。知事は政策集の中で、「三重県を舞台にしたドラマ・映画・CMを10本以上誘致」とうたっていますが、県としてどのように取り組んでいく予定でしょうか。

4点目は、先ほど申しました式年遷宮を活用した本県のPRについてであります。

平成25年10月の式年遷宮を目前に控え、伊勢を強力にPRしていくことは、伊勢から各地への周遊性を高め、三重県全体の観光振興にもつながるとともに、本県のすばらしさを全国に発信していく絶好の機会であると考えます。式年遷宮にはたくさんの方が伊勢を訪れますが、三重県として、この20年に1度の好機を生かすため、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

最後は、ニューツーリズムについてであります。

観光に対するニーズが多様化し、Jリーグ観戦、ランニングなどのスポー

ツーリズムをはじめ、エコツーリズム、ヘルスツーリズムなど、様々なニューツーリズムが出てきています。6月12日に知事も出席されましたけれども、伊勢市で開催されました第7回日本観光交流・伊勢会議において、溝畑観光庁長官は、観光産業を拡大していくためには地域の個性を生かした活性化が重要であると講演されました。

ニューツーリズムのように、人や自然とのふれあい、スポーツや健康など、テーマのある観光は、地域の特性を生かした取組ができ、地域活性化にもつながっています。新たな観光の魅力づくりを進めるためには、これからはニューツーリズムを取り入れた観光振興を図っていくべきではないでしょうか。

以上、5点、お伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問をいただきました観光に関する内容について、私のほうから2点答弁をさせていただきますと思います。

まずは、今回の条例案の理念をどう周知していくのか、あるいは計画の策定、今後の展開はどう進めていくのかという点でございますけれども、今回提案をさせていただきました条例には、県、市町、県民、事業者、団体など、各主体に期待する役割、そういうものも規定させていただいておりますことから、条例の内容を、議員御指摘のとおり、広く関係者と共有していくこと、これ、非常に大切であるというふうに考えております。

条例の制定の後、その説明会を兼ねた地域別の意見交換会、理念の共有を目的としたシンポジウムの開催、こういうものなど、様々な機会を活用して各主体の参画を促進し、それぞれが主体的な役割を発揮できるよう、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。また、理念の具体化を図るためには、条例に基づく基本計画を策定し、観光施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

そこで、現在、条例の中にも書かせていただいておりますけれども、三重県観光振興基本計画、こういうものを条例制定後、検討を進めてまいりたいと考えております。計画の策定に当たっては、条例検討と同様に、各主体が

ら聴取した期待や提案、こういうものをできる限り反映させていくことが重要であると考えております。

また、条例制定後、審議会も立ち上げまして、有識者の方々から意見を伺う体制を整えるほか、議会の皆様からも御意見をいただき、計画への反映を行うとともに、みえ県民力ビジョンの趣旨も踏まえて、今年度中の提案を目指し、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。ぜひともそういうふうなこの後のいろいろな取組にも御理解いただき、今回の条例提案について御審議いただきたいと考えております。

続きまして、私の観光振興に関する考え方とみえ県民力ビジョンの中間案の関係でありますけれども、私、みえ県民力ビジョンの中で、今ある力を最大限に発揮するというのと、新たな力を開拓するというのを二つ述べさせていただきました。新しい三重をつくっていくためには、自然、歴史、文化、伝統などの今ある力を最大限に発揮するとともに、私たち自身が気づいていない資源を発掘し、新たな力を開拓していくことが大切であります。地域の魅力や価値を生かすとともに、新たに発見し磨き上げ、ひいては本県が日本をリードしていく役割を果たしていくためには、観光振興がその一翼を担うものであると考えております。

そこで、みえ県民力ビジョンの中間案においては、観光振興の取組を、政策展開における三つの方向性の一つである「拓く」というところに位置づけたところであります。

観光産業は多様な産業と関連する21世紀の成長産業として、地域経済の活性化に大きな期待が寄せられております。国内だけではなく世界も視野に入れ、三重県の強みを生かして遷宮後も持続する強靱な観光構造を構築していきたいと考えております。平成25年の式年遷宮を含むこの4年間は、本県を全国的にPRするまたとない機会でありますので、三重県観光のさらなる飛躍に向けた重要な戦略期間であると考えております。観光産業を本県経済を牽引する産業として発展させていくため、この絶好のチャンスを逃さず、私自身が先頭に立って国内外に対する観光PRを充実強化してまいりたいと考

えております。

〔長野 守農水商工部観光局長登壇〕

農水商工部観光局長（長野 守） 私のほうから3点御答弁を申し上げます。

まず、映画のロケ地の誘致についてでございます。

ドラマや映画ロケを誘致すること、これは、観光振興や、それから地域振興の面からも、やっぱり効果が期待をできます。このため県におきましては、ロケ誘致等を行いますフィルムコミッションを各地域に設立する支援を行いまして、現在、県内八つの地域にフィルムコミッションが設置されております。

このような中で、映画などのロケ地の誘致に関しましては、角川映画の「アナザー」というのがありますけど、今年4月にこのロケが伊賀市で行われましたほか、三重県の御出身の映画監督であります、また、みえの国の観光大使でもあります瀬木直貴監督によります「グッドラック～恋結びの里」の菰野町でのロケが先日新聞で発表されたところでございます。あるいは、少し前になりますけど、海外からは、日韓の共作ドラマであります「赤と黒」という映画がでございます。このロケが県内各地で行われまして、現在、NHKのBSプレミアムで放映中でございます。

そのようなことでございますが、今後も引き続き県内各地域のフィルムコミッションが主体的に行う活動に関しまして支援させていただくとともに、情報共有の場づくりなど、各コミッション間の連携を強化する事業を実施しまして、その誘致に努めてまいりたいと、このように考えております。

2点目、式年遷宮の、これを絶好の機会と考えているが、どのように取り組んでいくのかということでございます。

全国的に注目が集まります式年遷宮というのは、三重県観光を情報発信する絶好のチャンスと、このように今考えております。遷宮に向けまして多くの観光客に御来訪いただけるように、これまで伊勢志摩キャンペーンなどでその情報を発信してきたところでございます。一方で、首都圏を中心とした観光宣伝活動や海外に向けた情報発信の強化、それから、式年遷宮を契

機に伊勢の地を訪れていただきます観光客の周遊性、滞在性の促進など、戦略的に取り組むことが必要であるというふうに考えております。

今後、こういう式年遷宮が持ちます情報発信力、集客力を生かしまして、首都圏を中心に全国に向けまして県内各地の観光魅力をPRするとともに、県ゆかりの企業とか、あるいは観光大使などのネットワークを活用しまして、国内外における三重県の観光の認知度の向上を図りたい、このように思っておりますし、また、県民総参加によるおもてなし運動を実施するなど、魅力的な三重の旅をたくさんの方々にも実感していただきたいというふうに考えております。これらの取組を展開いたしまして、県観光の持続的な発展につなげてまいりたいと思っております。

それから、ニューツーリズムの関係でございますが、県内ではこれまでいろいろ、モータースポーツを活用したスポーツツーリズム、あるいは鳥羽の海、離島などをフィールドとしたエコツーリズム、あるいは糖尿病、生活習慣病の予防のためのヘルスツーリズムなど、いろいろな新しい観光ということで取組が行われてまいりました。

今議会におきまして御審議いただいておりますみえの観光振興に関する条例案の中でも、新たな観光旅行の分野の開拓というものを規定しております。ニューツーリズムへの対応をさらに推進していきたいと思っております。市町等と協働いたしまして、地域の個性を生かし、その地でしか体験することのできない魅力や価値を高めるとともに、新たな形態の旅というものを創出するというので、本県の旅行需要の拡大を図って地域経済の活性化につなげてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

〔52番 中川正美議員登壇〕

52番（中川正美） 御答弁いただきました。

みえの観光振興に関する条例ですけれども、今回、議案ということでありましてけれども、実は愛媛県でももう既に条例がございまして、愛媛県というのは、お遍路さん、これ、有名なところなんです、お遍路さんと県民が大

変親しくあるんですけれども、そこで、ネーミングの問題なんですけれども、愛媛県では、えひめお接待の心観光振興条例と、こういうことなんです。常日ごろ知事は、もてなしの原点、お伊勢参りという話をしてみえますので、私としては、三重のもてなしの心観光振興条例、これは今議案という形で提出しておりますからなかなか難しいんだと思うんですが、また一考をしていただければと、こんなふうに思っております。

もう1点、ロケ地誘致の問題でありますけれども、私は伊勢志摩フィルムコミッションの代表をいたしております、その設立をし、今日に至っているわけなんですけれども、昨年も伊勢市出身の橋本紡さんという方が書いた小説を映画化したしました「半分の月がのぼる空」、その前は「逆境サイン」、玉山鉄二、堀北真希ですか、こういった方が出演いたしまして、最近では相可高校の村林先生の「高校生レストラン」、これも関与させていただいたんですが、そういうことで映像を通してこの地域の発信をしておるんですが、私も夢がありまして、伊勢志摩地域の代表的な作品として「潮騒」、これが今日まで5作つくられたわけなんです。何とかやはり6作目をつくりたいなということで、また、最近、鳥羽市の神島の町内会のほうからも、ぜひとも三島由紀夫の碑をつくってもらいたいと、こういう運動も始まっておるかと思うんですが、何とかやはり6作目、これをつくりたいなと。したがって、そういう面でも御支援方、私も頑張りますので、よろしく願いしたいと思います。

そういうことで、もう遷宮がいよいよ間近に迫ってまいりました。遷宮というのは、2000年の歴史の中で千二、三百年、嘗々として築いてきた民族の一大祭典でありますから、国民のふるさと伊勢に伊勢神宮があるということで、これはやはり千載一遇のチャンスとして生かしていただきたいなと、こんなふうに思わせていただきました。

るる知事から御答弁いただきました。本当に就任以来、県内外、また、外国まで足を伸ばしていただいて頑張っていたことに対しまして、敬意を表させていただきます。県民の皆さん方から知事に対しま

しては、予算権、あるいは人事権等々を付与しておいて、三重県知事というのは三重県の政治指導者であり責任者であります。これから県民の信頼を、どうぞ育てていただきたいと、こんなふうに思います。

私はいつも申し上げておるんですが、覚悟と愛情、これが私の気持ちなんですけれども、ぜひとも知事におかれましても、三重県に対する行政の覚悟を持ってやっていただきたいし、また、その中で愛情を持ってやっていただきたいと、こんなふうに思います。

いよいよ10年後に向けて新しいビジョンが策定されつつあります。これは三重県のグランドデザイン、まさに三重県の壮大であり緻密な設計図でございますので、素晴らしいものになることを心から御期待申し上げまして質問を終わらせていただきたいと、思います。ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 9番 東 豊議員。

〔9番 東 豊議員登壇・拍手〕

9番（東 豊） 尾鷲市・北牟婁郡選出、鷹山会派の東豊と申します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

このたび議長の許可を得ました。また、皆様方の御理解をいただき、このように一般質問に立たせていただきますことを心から感謝申し上げます。とはいうものの、何分初めてのことでございまして、先輩諸議員の皆様のように的を射た質問にならないかもしれない。何せ初めてということで、ぜひ執行部の方にもお許しをいただきたいとお願いを申し上げて始めさせていただきたいというふうに思います。

1番目ではありますが、防災の対策についてでございます。

3月11日の東日本大震災は、マグニチュード9にも及ぶ巨大地震に続く大規模津波により、死者1万5790名、行方不明者4056名の大規模な震災となり、なかなか進まない復旧に本当に復興が可能なかと心を痛めるほど、現在の状況は悲惨であります。まず冒頭に、犠牲になられた方の御冥福をお祈りし、被災地の一日も早い復旧と復興を願うものです。

また、今般の台風12号の集中豪雨による災害によって、あるいは台風15号

によって亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われ、御不自由な生活を余儀なくされている被災者の皆様に改めてお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

防災についてであります、中川正美先輩議員が今質疑をされた中と重複をすることがございますが、予定どおり質問をさせていただきたいと思っておりますので、御答弁もよろしくお願い申し上げます。

さて、三重県を中心とした東海地域にも、東日本大震災と同程度、あるいはそれ以上の地震及び津波が襲来するとの予測が各方面で報告されております。

例を挙げますと、2011年9月号の『ニュートン』という雑誌では、東海地区ではマグニチュード9の地震が発生し、その際の津波は8メートルから13メートルにも達すると記載されています。

また、政府が設置している中央防災会議では、東日本大震災が起こる以前の時点で、30年以内に東海・東南海・南海地震が発生する確率はそれぞれ、東海地震87%、東南海地震60%、南海地震50%としており、この三つの地震が同時発生したときの建物やインフラ倒壊などの直接的被害額だけでも、東日本では大体16兆円から25兆円と予測をしておりますが、40兆円から60兆円、とされています。

これらの地震が過去において連発した事実があることは御存じかと思いますが、まず、ペリーの黒船が来航した1854年、東海・南海地震が連動し発生し、かつ、その翌年の1855年には首都直下型地震が追い打ちをかけるように発生し、安政三大地震と言われています。ちなみに安政期には、京都、奈良、三重の県境地域を襲った安政伊賀上野地震、1854年、岐阜や富山を襲った安政飛越地震、1858年なども連発していました。

また、今月に入って、東京大学の地震研究所などの調査で、先ほど中川議員もおっしゃっていましたが、室町時代の1498年に発生した明応東海地震の中で、古文書の記録や伝承から、沼津市の津波が斜面を36メートルも駆け上がったという記録があるという可能性があるということがわかったんだそう



です。つまり、安政東海地震の三、四倍であり、防災計画を見直すべきであるとそこでは言っております。

また、中央防災会議の専門調査会では津波対策拡充を了承したと報道されていますし、千年に一度の津波対策も考慮に入れなければならないというふうにも言われています。つまり、我々の多くにとって想像を絶する未曾有の被害としか思えぬ今回の東日本大震災の被害を軽く上回るほどの巨大地震が、東海地域、三重県においても予期されており、それは、過去の経験、事例からも、また、確率的にもすぐにも発生し得るものである、しかも巨大であるということでございます。迫る巨大地震に連動して発生する大津波に対して、私たち県政において一体何をなすべきか、どこまで備えるべきか、そして、東日本大震災を教訓として、今、取り組むべきことは何であるかをいま一度整理して、しかも一丸となって実行することが喫緊の課題であるというふうに認識しております。

ただいままでの前段でございまして、いよいよ質問の1項目めに入らせていただきます。

災害者ゼロを目指す、群馬大学の先生、片田先生の話が先ほども出ましたが、災害犠牲者をなくす対策について、各市町で積極的に取り組んでいただいております。これはもちろん県が補助金を出して、6月補正予算後では2億1000万円で、今回の補正予算では約1億円ということで、約3億円程度の減災の補助金を出しておりますが、避難路、避難場所など、災害対策は市町がそれぞれの対応で行っています。県があと一歩、補助金を出さず姿勢からあと一歩、行動していくという姿勢に踏み込んでいかかという御提案でございます。つまり、沿岸地域の治山治水事業、あるいは県土整備部などで行っている急傾斜対策など、公共事業と市町の防災計画とをちゃんとリンクさせて十分に配慮しながら実行していくということが、今、叫ばれているのではないのでしょうか。行政単位を超えて、各地域における適切な対策、つまりタイムラインを定めたアクションプランの策定を行い、防災、減災のためのインフラ対策に加えて、リスクコミュニケーションに取り組むことが必要な

のではないかと考えます。

これまで私は、限定的ではありますが各地の避難場所や避難経路の整備状況、あるいは防災施設について、現状がどのようになっているのか情報収集を行ってまいりましたが、その対応につきましては市町によってまちまちなところがございます。例えば、防災農水商工常任委員会で視察もしましたが、大紀町錦地区では、一次避難所、二次避難所、そして避難路、そして、そこに掲げる海拔表示等、一連性のものが既に整備されている。非常にはっきりしているところがございます。しかし、近隣でありながら同じような看板などもまだない場所などもございます。

さらに、さらされるリスクの大小にかかわらず、地方自治体によりその取組は温度差が生じているのが実態であると思います。もちろん、入り江の形状であるとか、集落の形状であるとか、取組の取り組みやすい地域であるとか、意識の違いの温度差の程度であるとか、それぞれ違うかとは思いますが、有事の際の情報伝達も含めて一元的に調整すべきであると、それが県の役割ではないかと私は思うところでございます。ぜひ専門家によるシミュレーションを早く出していただき、戦略的に防災対策に取り組み、犠牲者ゼロへの取組をやっていただきたいというふうに考えています。

2番目でございます。

耐震性を備えたハード整備計画でございます。これは6月に私が総括質疑でも申し上げたのですが、伊勢湾台風以後の老朽化された堤防、ハードも含めるわけですが、今回は新たに、道路ネットワーク及び交通・物流環境整備の事業の方向性についてお尋ねをしたいのであります。

有事の際の救援・復旧対策を事前に想定したインフラ整備、とりわけ道路ネットワークの整備の必要について、お考えをお示しいただきたいのです。

生じてしまった被害をできるだけ迅速に回復するための策を事前に備えることが重要であります。例えば、平時においては有事を想定し、何か一つぶれてもほかの何かが使えるようにしておく、つまり、どうしても被災地に救援のための人員や物資を届けるための救援・復旧ルートを確保することが

不可欠と思われます。

東日本大震災においては、太平洋沿岸を走る国道45号は至るところで破壊され、寸断され、通行することが全く不可能な状態となってしまいました。もし地域に到達可能な道路がこの国道45号1本であったなら、迅速に被災者を救援、救助することが不可能となっていたことでしょう。しかし、東北地方には幸いにも、内陸部に国道4号、東北自動車道という二つの道路があり、これらを軸にくしの歯を伸ばし、寸断された道路ネットワークを復旧し、はしご状のネットワークを整備することでその後の救護・復旧活動を可能としたことが土木学会でも報告されています。

同様のことが2004年の新潟中越地震のときにも起こりました。このときには関越自動車道が通行どめになってしまったのですが、幸いにも磐越自動車道、上信越自動車道が生き残っていたため、新潟への復旧ルートが確保され、それ以上の被害の拡大を防ぐことができ、しかも、その後の復旧が円滑になったということでございます。

つまり、いずれの場合も道路ネットワークには冗長性、リダンダンシーというものがあり、これが有事の復旧に貢献したのだと思います。翻って当地域、東海・東南海・南海地震による大津波の危険にさらされている三重県を見ると、沿岸部、特に紀伊長島から南及び奈良あるいは滋賀へ抜けるアクセスについては道路ネットワークが二重化、三重化されておらず、唯一の国道42号となっています。これらの地域においては急ぎ道路の冗長化を果たしておかないと、有事のときの避難路が一切なくなってしまう現状があります。早急に道路整備を行い、ネットワークの補強を行うことを提案したい。もちろん、広域基幹林道も役割の一つに入れ提案をし、あわせてミッシングリンクの解消においてもお答えをいただきたいというふうに思います。

そして、海岸保全です。海岸保全施設の耐震点検結果に基づく整備計画をお尋ねしたいのです。先にも申し上げました、近い将来襲う地震には、まず、地震に耐えなければならない海岸保全施設でございます。耐震化計画をお尋ねしたい、つまり、タイムラインを持って整備をしていただきたいというふ

うに願うところでございます。そういう視点でお尋ねをしたい。

そして、相当な予算が必要と思われませんが、福島第一原発事故の検証の中で、東京電力は2008年の春の試算で三陸沖の大地震が起きると仮定し、15.7メートルの津波の到来の可能性もあるというふうに示している。あえて予測していたにもかかわらず、設備対応しなかった甘さが今回の結果を生み出してしまったというのであります。台風12号の被害で激甚災害の指定を受けました。本当に感謝であります。復旧に弾みがつくのは承知をいたしますが、しかし、備えに対しても国レベルでぜひ弾みをつけていただきたい。これ、三重県から本当に発信をしていただきたいというふうでございます。

そして、三つ目でございますが、河川に対する問題でございます。地球温暖化による気候変動がもたらす局地的な豪雨に対する河川対策についてであります。県内各河川の堆積土砂対策は、河川の流下能力を向上させることで洪水発生時における災害の未然防止に有効であり、河川管理上最も重要であると思っております。現下の状況と今後の計画についてお尋ねをしたいのです。

そして、毎回、大雨が降る、台風が来ると本当に悩ませているのが濁水でございます。漁業組合の皆様方、漁業振興も含めて、対策を本当に御苦労されているところですが、濁水が海に流れ込む悪影響についての対策、つまり、上流部で大規模な山腹崩壊が起こるなど、その後の大雨による出水のたびに濁水が発生し、漁場などの環境を悪化させている、そういうことが長期化されているということが一つの原因かと思われませんが、それらの対策について御所見をお伺いいたします。

以上です。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 東議員より御質問をいただきました点につきまして、まず、災害犠牲者ゼロへの取組、市町の防災への取組の温度差などについて戦略的に防災対策に取り組むことが不可欠ではないかという点について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

本県ではこれまで市町の防災力向上の取組を支援してまいったところであ

りますけれども、議員御指摘のとおり、市町の防災への取組の進捗状況、そういうことではやはり現在も差があるということは否めないのではないかと考えております。一方で、トップ会議、あるいは知事と市町長との1対1対談、こういう場を通じまして、東日本大震災を機に市町の皆様の意識という点では、やはりそういう防災対策を最優先の課題として取り組んでいこうというふうな思い、そういうのはひしひしと感ずるところでありますので、取組状況について、現在、差はあるにしても、その思いという部分では県内の市町の皆さんも意識を持って取り組んでいただいているというふうな考えております。

県としては今後の地震対策を、緊急、集中的に取り組むものと、国の被害想定推計結果等を踏まえた中期的に取り組むものの2段階に分ける考えで、まずは、緊急、集中的な取組を緊急地震対策行動計画としてまとめる予定としております。この緊急地震対策行動計画では、現在進めている独自の津波浸水予測調査の結果を参考に、市町とともに、避難所の配置、避難路の点検など津波避難体制の検証を行うなど、市町との連携を図り、県民の命を守る取組を推進していきたいと考えております。

国においては、最新の知見を用いた、東海・東南海・南海地震、3連動発生時の被害想定等が今後提示される予定となっておりますので、県におきましても、その結果を踏まえ、現在の被害想定等の見直しについて検討する計画であります。

これらの被害想定結果や市町との意見交換などを通じて新地震対策行動計画を策定し、市町の皆様とともに、地震対策をより総合的かつ戦略的に進めていきたいと考えております。

一方で、いずれにしましても、先ほど東議員からも御指摘がありましたけれども、県としましても、今回の台風12号、あるいは台風15号、そういう部分でも感じましたけれども、県としても待ちの姿勢とか市町任せということにならずに、しっかり当事者意識を持って、先ほど議員が御指摘いただいた県が持っている、進めている事業や市町との計画のリンク、あるいはリスク

コミュニケーションの現状、様々な体制、こういうものも改めて精査をして、当事者意識を持って、しっかりと一歩前へ出て取組を進めていきたいと考えております。

〔辰己清和环境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 私のほうから河川濁水の上流部の対策ということで御答弁いたします。

大規模な山腹崩壊に伴います濁水の問題は、川の底に沈みにくい細かい粒子が河川に流れ込むということが原因であるということで、土砂の流出を抑え、できるだけ早く崩壊地を森林に復元することが大切であるというふうに考えております。

しかし、森林の自然復旧には時間を要します。このため、草や木の生えていないところから人為的に、あるいは技術的に早期に復元することが大切であると考えています。

こうした対策といたしまして、山腹崩壊地には、木を植えたり草を生やすことにより早期の緑化を図ること、いわゆる山腹工、これを施行し、また、荒廃して土砂がたまった溪流につきましては、治山ダムによる谷の勾配の緩和や、あるいは土砂流出の防止を行うこととしておるところでございます。

今回の台風12号では、山腹の崩壊や溪流の荒廃など、多くの山地災害が発生いたしました。濁水の長期化が懸念される箇所も見られますので、治山事業により現地に応じた必要な対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 私のほうから3点お答えいたします。

まず、リダンダンシーを有する道路ネットワークの必要性の部分ですが、東日本大震災、また、先日の台風12号による被災状況を見ましても、災害時の救援・復旧活動のためのリダンダンシーを有する道路ネットワークの確保が重要であると考えております。

現在も東紀州には、幹線道路、軸となる道路は国道42号しかございません。

先日の台風12号のときも、三重県側の国道42号、和歌山県の国道42号、それから、奈良県からおりてくる国道168号、国道169号、すべての幹線道路が土砂崩れ等で通行どめになり、紀伊半島の南の部分が一時孤立するという状況がございました。

こういった状況を踏まえまして、地震のおそれも含め、東紀州地域のリダンダンシー確保ということで、国道42号にかわる新たな命の道としての近畿自動車道紀勢線、紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の今の事業区間の一日も早い完成、今、平成25年度の完成を目指しておりますが、確実な完成と、ミッシングリンクになっております未事業化区間の早期事業化を国及び関係機関に強く働きかけますとともに、県としましても、関係予算の確保やアクセス道路の整備に努めてまいりたいと思っております。

次、2点目、海岸保全施設の耐震性の問題です。

県内には県土整備部と農水商工部が所管する海岸堤防がございますが、阪神・淡路大震災を契機に、県内の246キロメートルの施設のある堤防について耐震調査を行い、その結果、57%の140キロメートルで耐震性が低いと判定されました。現時点でも耐震対策がまだ済んでいない海岸の延長は約120キロメートル弱でございます。その整備には多額の費用を要しますが、優先度を考慮しながら堤防改良、あるいは液状化対策を順次進めているところでございます。

また、こうした抜本的な耐震対策がすぐにできない箇所でございます。これについてもやはり東日本大震災等を踏まえて対策が必要ということで、応急的な対応として、別途実施しました老朽化調査の結果を踏まえまして、堤防に空洞があるなどの脆弱箇所の補強について緊急に進めていきたいというふうに考えております。

一方、国に対する要望でございますが、県内には今、2カ所で、国直轄で海岸堤防の整備がされておりますが、県内、非常に延長も長い、事業費もたくさんかかるということで、さらに国による海岸整備を強く要望するとともに、新たな箇所の取組もぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、堆積土砂の取組ですが、近年の集中豪雨、また、大型の台風ということで、河川に堆積する土砂がどんどん増えております。三重県では平成16年の大災害を契機に、河川の維持管理等の従来の方法に加えまして、砂利採取を活用する方法という二つの方法で取り組んでおります。今は年間約20万立方メートルの土砂の撤去を行っております。まだまだ残っております、平成23年4月、今年度当初時点で210カ所、約180万立方メートルと把握しております。今年度においても、約25万立方メートルの土砂撤去を行う予定でございます。

ただし、先般の台風12号のような大きな洪水が発生しますと、また新たに土砂が堆積するという状況でございます。土砂撤去の実施箇所につきましては、こういった新たな堆積の状況も把握しながら、治水、安全性とか地元の御要望とかから優先度を決めて、また、予算の確保に努めながら引き続き取り組んでいきたいと思っております。

〔9番 東 豊議員登壇〕

9番（東 豊） 御答弁いただきました。本当にありがとうございます。

知事の御答弁の中で、当事者意識を持って取り組むと。これはぜひ、言葉ではなくて本当に行動に移していただきたいというふうに思っております。

あと、環境森林部の部長、緑化を進めていきたいと。これは本当にどこからどこまでやればいいのかというところがあると思うんですが、あるいは地権者の問題もあると思いますし、山林地主の問題もあると思うのですが、始めなければ終わらないというのがありまして、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、土砂堆積の今のお話です。御報告いただきました180万立米があると。でも、毎回毎回台風で増えていくということもあります。しかし、少し調べさせていただきますと、このことにつきましては、三重県としては非常に力を入れてくださっている、緩めることなく、予算も増やしていただいているとありがたい報告も出ております。

今回の台風15号では私は地元の赤羽川と銚子川をすぐに見てまいりました。



雨の中見てきましたが、今回はさほど大したことがなかったんですが、毎回、台風が来る、秋雨前線を刺激する、あるいは大雨の予報が出てくると必ず河川の問題が地域住民にとっては本当に心配事の大きなウエートを占めておりますので、ぜひ対策を講じていただきたいというふうに思っています。

リダンダンシーの件でございますが、私がこの質問をしたいというふうに思った要因は国道422号なんです。私が紀伊長島の政治にかかわらせていただいてもう24年になるんですが、当時は名前が変わっておりましたが、今は南北縦貫道路というふうな位置づけかと思うのですが、このことについて、どのような今の現状であり、認識であるのかということをお尋ねしたい。以前は旧紀伊長島町と宮川村が本当にかたいきずなで、ぜひこの道路は抜いていただこうと、一緒になってやっていこうと、非常に熱意があったんですが、先般、期成同盟会の総会に出席をさせていただきましたら、ちょっとそういう意味ではかなりトーンが下がっているのではないかという印象がございまして、今回の質問の中で取り上げさせていただきたい。

そして、2番目なんですが、各市町になって、今回のように台風になりますと、みんな家の中で雨戸を閉めて防災無線というのがなかなか聞きづらいんですね。この地域の中で個別の受信機を果たして皆さん整備されていらっしゃるのかどうかということがちょっと心配で聞きましたら、実は整備されていないところがあるんです。これは数年前から各市町で取り組んでいる事業ではあるんですが、まだ未整備のところがある。ぜひこの辺も支援をしていただきたいというふうに思います。

そして、防災について申し上げたいのは、私も台風12号のときに各市町の役所へ行き、防災対策本部へお伺いをし、そして、各現場の出水状況とかを見せていただき、そして、最後に県民センターに伺ったんですね。建設事務所と、それから農林水産商工環境事務所と行ったんですが、本当に不眠不休で努めていらっしゃるということがわかって、私がここはこういう状況でしたよといって情報提供したんですが、本当に機敏に動いていただいて心強いということをおもったんです。そして、なおかつ地元の建設業者がそれにちゃ

んとすぐに機動力を発揮して守ってくださる。これは本当に心強い。一市民としてそういうことをこの場で御報告申し上げたい。ふだんはなかなか、建設業者、大変な思いをされていらっしゃると思うんですが、いざというときにはやっぱり地元の業者が心強い、頼りになるということも思われて、今の御答弁を聞かせていただいたんですが、重ねて、今何点か申し上げた質問事項について御答弁がございましたら、よろしく願いを申し上げます。

県土整備部長（北川貴志） 国道422号の通行不能区間のことでございますが、国道422号は、伊賀からずっと、松阪、それから大台等を通して紀伊長島に至る、三重県の内陸部を縦に通る国道で、三重南北縦貫道という仮称をという要望活動もされていると思います。その中で、紀北町と大台町の間でございますが、この間は今、道路がございません。直線距離で6キロメートルほどで高低差が600メートルほどある非常に厳しい地形のところでございます。当然、この道路が抜ければ海岸部から大台のほうへ抜けるということで、新たなルートができるということで、リダンダンシーの強化という面では必要性はあると私もも思っております。ただ、しかし、先ほども申しましたように、非常に地形的に厳しくて、多大な費用もかかるということで、現時点で着手時期をお示しできるという状況ではないのが現状でございます。

一方、国道422号の現在の取組は、紀勢自動車道の紀伊長島インターへのアクセス道路の区間を整備しておりまして、それは平成24年度の供用に向けて整備を進めたいと思っております。また、一方、既に紀北町内の供用済みの区間についても、地域のニーズを踏まえまして、部分改良など、必要な箇所は取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

〔9番 東 豊議員登壇〕

9番（東 豊） 時間の都合がございまして、次に移らせていただきます。

エネルギー対策についてでございます。

本年3月11日震災後、脱原発を望む声三重県でも広がっています。幸いにも、三重県には原子力発電所はございません。しかし、今後のエネルギー

政策の中で、私たち三重県が持つ資源を活用した自然エネルギーを軸とし、次世代エネルギーも含め、これらのこれからのエネルギー政策について積極的に取り組むべきと考えるのです。

その中で、木質バイオマスについての質問をさせていただきたいのですが、さきの6月14日に西場先輩議員の一般質問でも取り上げていただいております。答弁もいただいておりますが、中部電力との木質バイオマス利用連絡会議というのがあるようでございます。その後の、つまり6月以降の進捗状況、あるいは県の取組状況、知事がおっしゃってみえる中部電力に具体的に納入をしていく、そんな形のことが見えていればお示しをいただきたいというふうに思います。

三重県の県土の8割を森林が占めていて、森林資源の未活用木材資源をエネルギー利用するためには幾つかの課題があると思われませんが、それらの課題を積極的に解決し、資源循環的・効率的利用を進め、環境に対する負荷の小さい経済社会を築いていくことが重要なのだと思います。

改めて、これは申し上げるまでもないんですが、木質バイオマスの利用のメリットではありますが、二酸化炭素の排出を抑制する、地球温暖化の防止をしていく、廃棄物の発生を抑制する、エネルギーの自給率の向上を上げていく、そして、森林の適切な整備に寄与していく、ここいらが重要かと思えます。山林地域の活性化などもあり、一石何鳥もの効果が得られるのであります。大雨のたびに各河川から漁場などに排出される、先ほどは濁水でしたが、流木が毎回問題になっています。その処理についてもこの木質バイオマスの活用が可能ではないかというふうに思います。あわせて、新たな雇用の創出や林業の活性化に十分つなげていきたいというふうに思っています。

そして、次に、メタンハイドレートへの取組についてでございます。これは先般、私は新聞記事で読みましたので質問に取り上げさせていただいたんですが、もう本当に具体的に渥美半島沖と書いてありましたが、実はこれは熊野灘沖というふうにとらえてもらってもいいような場所でございますし、経済産業省によりますと、2012年、つまり来年度から産出試験を行い、そし

て、その量たるや、西日本沿岸を全部合わせるんですが、天然ガスの約100年分に相当すると言われていたようなことでございます。2018年には商業化を目指すとも報道されています。2018年という、もう7年後なんですね。そんなに目の前に来ているのに、この三重県としてはどのようにかわっていかうとしているのか、そして、具体的にどんなかわり方があるのかということをお示しいただきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問をいただきましたメタンハイドレートの件で、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

釈迦に説法かもしれませんが、簡単に説明いたしますと、メタンハイドレートはメタンガスと水が結晶化した固体の物質で、それを分解するとガス化して次世代のエネルギーとして活用できる、そういう貴重な資源であるというふうなことで注目をされております。特に日本近海は、静岡県から和歌山県の沖合海域の東部南海トラフを中心に相当量存在すると推定されております。

国においては、平成13年度にメタンハイドレート開発計画を策定し、平成30年度までに商業的産出の技術整備を目指して調査研究が行われています。平成19年度にはカナダでの陸上産出試験を成功させており、平成21年度からは新たな研究開発段階として日本近海での海洋産出試験を計画し、先ほど議員からもありましたように、第1回目の試験を平成24年度に行うことと公表されております。

メタンハイドレートについては、技術面などで多くの課題がありますけれども、本県にとって地理的に近い位置に埋蔵していることから、これを活用して産業振興などにつなげていくことができる可能性を有した資源であるとも考えております。私も非常に関心を持っておりまして、調査の委託元である経済産業省の中部経済産業局長とも個人的に意見交換を行うなどしておりまして、いろいろなお話をさせていただいているところであります。

県としましても、私のほうから関係部署にも指示をいたしまして、国の一

連の調査、技術開発の動向に関する情報収集、それに努め、本県の地域活性化につながるような取組方策があるかどうか研究をするように指示をしたところであります。

〔辰己清和环境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 私のほうから木質バイオマスについて御答弁申し上げます。

まず、中部電力との木質バイオマス利用連絡会議ということでございますが、これは、そもそも中部電力のほうが、碧南の石炭火力発電所、このほうで、カナダ産の木材チップを石炭に3%混焼して発電をしておるということでございます。それが3%と申しますが、量にいたしますと年間30万トンに当たるといことで、我々の言う丸太に換算しますと66万立方ということ、三重県の素材生産量の倍を超える量がそこでカナダ産として使われておるわけでございます。林業、非常に低迷してございますので、ぜひともこれは実現したいプロジェクトということで、我々は専属の担当者を置きまして、発電上のニーズと、議員が言われた課題とか、あるいは県の関係者との調整、それらに全力を挙げて当たっておるという状況でございます。

まず、その会議のほうの進捗状況ということでございますが、現在、中部電力の研究所のほうで県産チップの燃焼試験を実施していただいています。その後、次に実用化の前提となります実機試験という部分があるわけですが、このスケジュール、あるいはその後の混焼発電への、まずは年間1万トンほどをというふうに思っておるんですが、これに向けて協議をしておるということでございます。

それから、中部電力側では、県産チップの試験材料の量、そういうものもいろいろ検討していただいております。供給側のほうといたしましても実機試験に使用する未利用間伐材等のチップ原料の手配も終えまして、さらに本格的な供給に向けて、今、切削チップのほうに加工機械を新たに整備するという準備も整えられております。

それで、課題となります安定供給ということで、県のほうとしても県内11

カ所で林業事業体によりまして最適な収集・運搬方法の実証試験をしていただいておりますし、それから、新たな担い手ということで、建設事業者と林業事業体が連携しましてトライアルを組むということで、県内3カ所、紀北町、大台町、松阪市で実施していただいているところでございます。

こうしたことによりまして、本格的な混焼発電への県産チップ供給をぜひ実現させて、議員がメリットを言われたとおり、地球温暖化対策とあわせて、間伐等森林の適正な整備や新たな雇用の創出による林業の活性化にぜひつながっていききたいと、このように考えております。

〔9番 東 豊議員登壇〕

9番（東 豊） 御答弁いただきましてありがとうございます。

メタンハイドレートにつきましては、非常に興味があるという知事のお言葉をちょうだいしましたので本当に力強く感じており、いろんなことに挑戦していただきたいというふうに思っています。

そして、もう一つの木質バイオマスについてでございますが、今の御答弁ですが、6月の答弁では夏のピーク時が終わると間もなく実機試験を行うというふうに私は理解をしたんです。今の御答弁をいただきますと少し漠然としたような形で印象を受けるんですが、これは少しその時点とは状況が変わってきたというふうに認識をしていいのか。

この木質バイオマスについての、つまり私は県南部ですが、林業に対する関係者のお話を伺っても、非常に希望がある、具体的に取り組んでいきたい、地域のためにやっていきたいという声があるんですね。そんなことを十分踏まえて、熱意を持ってやっぱり取り組んでいただきたいというふうに今の御答弁を聞かせていただいて思うところなんですが、再度お答えをしていただけないでしょうか。

知事（鈴木英敬） 我々の混焼実験、取り組む、積極的にやっていきたいという姿勢に一切変わるところはありません。一方で、いろんな電力需要の問題とかそういうことで、電力事業者、中部電力の側において、いろいろ検討するべき事項が増えておるようで、時期についてはまだちょっとわからない、

調整中というところではありますが、我々が進めたいということについては全く変わっておりませんし、中部電力とも協議を今、進めているところであります。

〔 9 番 東 豊議員登壇 〕

9番（東 豊） ありがとうございます。

ちょっとハードルが高くなった。でも、それにちゃんと備えて、本当に知事がよくおっしゃっている魂を込めて、この木質バイオについてはぜひ取り組んでいただきたい、地域の声を代弁して言わせていただきたい、申し上げたいというふうに思います。

いよいよ3点目でございます。

「がいなもんじゃみえ県南ビジョン」というふうにつけさせていただきました。

がいなもんじゃって、多分御存じない、わからない方が半分以上いらっしゃると思うんですね。もっと多い。実はこれ、原稿を書くときに「すごいやんか県南ビジョン」とちょっと書いたんですが、これ、ちょっと芸がないなと思って、芸がないって失礼なんです、ごめんなさい。がいなもんじゃのほう为数段おもしろいんじゃないかなというふうに思い、「がいなもんじゃ」というのは「すごい」ということなんです。すごいことの県南ビジョンということで、少し原稿がありますので読ませていただきます。

4月に就任して5カ月が経過し、今般、今後10年間の三重県の総合計画の中間案が示されました。その基本理念について、県民力で目指す幸福実感日本一とあります。そして、来年度から4カ年の行動計画もあわせて公表されました。その提案説明の中で、知事はアメリカの元大統領ジョン・F・ケネディの就任演説を紹介し、今こそ自立、行動する県民、アクティブ・シチズンであるということが求められていると主張されておられました。そして、県民力を結集し、日本一幸福が実感できると胸を張ることができる三重をつくっていききたいと、力を込めて言いました。

政策展開の基本方向は三つ示され、安全・安心で実感できる「守る」、人

と地域の夢や希望を実感できる「創る」、そして、強みを生かした経済の躍動を実感できる「拓く」、とあるのですが、その中身について少し私なりに質問させていただきたい。それは、県南のビジョンでございます。

今回の行動計画の中に、選択・集中プログラムに、過疎化、高齢化が著しい県南部地域の活性化をめざす「南部地域活性化プログラム」にも取り組みますとあります。振り返りますと、初代青木知事、田中覚知事、田川知事、北川知事、野呂知事と、それぞれにこの南については課題に取り組んでこられたという歴史がございます。特に、近年では野呂知事時代に、議会からの要請もあったかと思いますが、東紀州対策局を設置し、現在に至っているのは十分承知をしていますし、その働きに敬意を表するところでございますが、今後の総合計画、あるいは行動計画を策定する上で、これまでの東紀州対策の総括といいますが、成果を、知事がおっしゃる成果を示すという観点から一度まとめられてはいかがかと考えるのですが、いかがでしょうか。

県南につきましては、ランドデザインを明確にし、あるいはもう既に明確にされていると思うのですが、各部局が横断的に、また、市町との連携を密に事業展開を進めないとなかなか効果が見えてこないと思うのですが、どうでしょうか。主役である地域の方々が地域の将来像を自ら描き、共有することが重要であるということから、数年前、東紀州地域振興創造会議における議論、そして、そのときに5市町との意見交換を行われ報告書が出されています。私、手元に持っておりますが、その東紀州地域の振興として、地域の基盤づくりの推進、観光や集客交流の推進、地域資源を生かした産業の振興という三つの取組を柱とし重点的に進めているようですが、これまでの成果もお尋ねしたいんです。

そして、組織としての東紀州対策局についての評価、あるいは今後どういう形態にされていくのかということをお聞かせいただきたいというふうに思っています。

政策集には、「すごいやんか、三重」、「南北格差の解消に向けて～『南勢地域活性化計画（仮称）』の策定」とありますが、これはこれにかわるも



のですかね。そして、地域ごと、分野ごと（医療、雇用、観光、産業、道路整備）にきめ細やかに1年間議論を行い、2年目から予算に反映するというスピード感で実施するとあります。また、その計画を実行するため、副知事級の特別職を置くところなのです。副知事級とこだわらなければいいんですが、組織の改編、改廃、あるいは新設等も含めて、この点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 南部地域活性化プログラムに関する私の思いなどについて、少しお話をさせていただきたいと思います。

本県最南端に位置する東紀州地域の活性化を図るため、他県には余りない取組として、先ほど議員からもありましたように、平成18年に東紀州対策局を設置しました。これは、実は奈良県では、この東紀州対策局を参考に奈良県の南部を、奈良県も南北格差というのが非常に課題になっているので、南部振興監というのを設置してやっているとも聞いております。

東紀州対策局ではこれまで、地域づくりに関するソフト対策として東紀州観光まちづくり公社を設置するとともに、ハード対策として二つの集客交流施設である熊野古道センターと紀南中核的交流施設の整備、高速道路の延伸などに取り組んでまいりました。

こうした取組にもかかわらず、私が政策集などで書いていますけれども、選挙時に南部地域の活性化を訴えておりましたのは、南部の地域の皆さんにいろいろとお話をお伺いする中で非常に厳しい現実をお聞きし、県民の皆さんの実感としては、県の行う事業の成果が届いていないのではないかというふうに感じられたからであります。

南部地域は、農林水産業の衰退とともにその地勢的な要因から企業等の立地も進まず、人口の流出、減少というものが続いております。一方で、自然に恵まれ、人と人とのきずなが色濃く残る地域でもあります。

これまでの東紀州対策の取組やその評価も踏まえつつ、あと、現在、若手のワーキンググループということで、議員御地元の尾鷲市や紀北町の職員

方々にも入っていただいておりますワーキンググループもありますので、そういうところでの意見も踏まえつつ、選択・集中プログラムの一つとして、今後も市町とも協議しながら南部地域活性化プログラムを策定し、部局横断的に取り組んでいきたいと考えております。

私自身、知事就任前でありますけれども、徳島県上勝町とか、大分県豊後高田市とか、岩手県の紫波町とか全国の、条件が不利な地域でありながらその活性化の取組で成果を上げている地域にたくさん足を運んできた経験がございます。一口に活性化といっても大変難しいことであるというのは承知をしております。しかし、金がないからと言いわけをしてはやっぱりだめで、活性化を果たしている地域はそういう金を当てにしてやるというのではなく、みんなで汗をかいて本気で取り組んでいこうというふうに行っているところでもあります。ほかの地域のできるのであるんだから三重県でできないはずがないと、そういう強い思いを私も持っておりますので、ぜひ東議員におかれましては御指導、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

御指摘があった組織については、ビジョン全体の推進体制、これを議論する中で議論をしていきたいと考えております。

〔小林 潔政策部東紀州対策局長登壇〕

政策部東紀州対策局長（小林 潔） 私から東紀州対策に関しまして、知事答弁を補足させていただきたいと思っております。

東紀州地域の自立に向けた取組への支援と県が行うべき活性化対策を総合的かつ重点的に推進するため、平成18年4月に東紀州対策局を設置し、全庁横断的な東紀州対策関係部局長会議の開催等により、施策への位置づけ、あるいは予算調整の局面で総合調整を行い、東紀州対策の実効が上がるよう、取組を進めてまいりました。

平成19年度からは新たに、東紀州対策局といたしまして、持続可能な自立した地域の基盤づくりの推進、それから、地域の宝に気づき、守り、生かす集客交流の推進、それから、地域資源を生かし、地域の底力を高める産業振興の推進の三つの取組を重点的に進めてまいりました。

この結果、基盤づくりの推進では、紀勢自動車道等の広域的な道路ネットワークの整備を推進しましたとともに、平成19年4月には東紀州観光まちづくり公社を設立し、地域のコーディネーター役として、地域資源を活用した観光振興、産業振興、まちづくりに取り組んできたところでございます。

さらに、集客交流の推進では、平成19年2月に整備いたしました熊野古道センターにおきまして、熊野古道等を紹介する企画展、あるいは交流イベント等を実施するとともに、平成21年7月にオープンいたしました紀南中核的交流施設におきまして、三反帆ツアーなどの体験プログラム、あるいは交流イベント等を行い、集客交流を図ってきたところでございます。

また、世界遺産登録5周年記念事業、あるいは熊野古道伊勢路ウォークの実施などによりまして、平成22年の東紀州地域への観光入り込み客数は約161万人、それから、熊野古道の来訪者数は約28万人と順調に増加をしてきているという状態でございます。

また、産業振興の推進におきましては、中山間地域の農業生産基盤整備、それから、養殖陸揚げ施設整備、浮き魚礁の設置などを進めるとともに、かんきつに関しましての優良品種の導入を行ってまいりました。さらに、かんきつ、尾鷲ヒノキ、マハタ、クエなどの高付加価値化のための研究開発に取り組む、その生産者等への技術移転というものも進めてきたところでございます。

今後の南部地域活性化プログラムにも関連するとは思いますが、東紀州対策局としては、平成25年の式年遷宮、それから、高速道路ネットワークの概成、それから、平成26年の紀伊山地の霊場と参詣道世界遺産登録10周年などを東紀州地域活性化の大きなチャンスととらえて、引き続き東紀州5市町と連携をしながら全庁横断的な総合調整を行って、東紀州活性化対策を推進してまいりたいと思っております。

〔9番 東 豊議員登壇〕

9番（東 豊） 御答弁をいただきましてありがとうございます。

知事が就任以来、特に選挙期間中に多分南部の人の声をじかに聞かれた、

そういうことがこの政策集に反映されていると。思いは十分伝わるんですが、具体的に取り組んでいただきたいという思いで質問させていただきました。

実は、もう一つ提案をさせていただきたいというふうに思っております、例えば、がいなもんじゃ県南ビジョンと仮にするとすると、国で言うところの首都機能移転とか、あるいは地域主権とか地方分権とか言われていますが、三重県においても、南北に長い三重県で本当に南部は特殊な要因、全く違う土地柄でもあります。言葉が示すとおりでもあるんですが、そんなことも含めて考えると、昔、県民局という制度がございまして、今、県民センターというのがございます。やがてその県民センターが縮小されて、あるいは改廃をされていくということもそのときは聞いたことがあるんですが、そうではなくて、私はむしろ、地域に根差した、地域の事情をよくわかった部局を新たに設置して対応するほうがいいんじゃないか、つまり、人、予算、権限を南部に特化して、本庁主義ではなくて分散して配置するという御提案をさせていただきたいというふうに思います。

所得格差で言うと、県民の分配所得の一番多いのは中北勢、各市町300万円以上のところがございまして、一番少ないのは、具体的に申し上げますと今回被災された熊野であるとか紀宝であるとかの地域が、具体的に190万円というような資料がありますが、そんなことでございます。

金銭的な格差はあるものの、一方では恵まれた自然があるし、世界遺産もあるわけでありまして、何といたってもスローライフにふさわしい地域でございます。これをどう生かすかという課題であろうかと。以前から、こんなことは多分御承知かと思うんですが、解決されていないという部分でございます。

東紀州地域、県南部についての重点施策は、私は、頭の中では、観光産業と、それから産業振興、この二つに特化をしていいと思うんです。もちろんまちづくりというのはあるんですが、これは少し切り口が違うかなというふうに思って、観光の部分はどうしていくのか、そして、産業の部分はどうしていくのか、この点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

知事（鈴木英敬） 議員御指摘がありましたように、南部地域活性化プログラムの中で非常に重視をしなければならないことは、今、観光と産業振興に特化をしたらいいのではないかと御質問いただきましたように、私も仕事というのをいかに生み出すかということが一つ大切なことだなというふうに思っております。

その仕事というものをどう生み出すかということで、若い世代の人たちがそこに住んで、そこで生活していこうという思いにもなるでしょうし、そういう部分に焦点を当てて、少しプログラムの中身をこれからさらに検討、加速してやっていきたいと思っておりますし、観光という面では、先ほど議員がおっしゃっていただいたような自然やスローライフのようなすばらしい資産がありますので、そういうものを生かした観光という面での取組も、検討を加速化していきたいというふうに思っております。

〔 9 番 東 豊議員登壇 〕

9番（東 豊） 御答弁いただきましてありがとうございます。

今回、尾鷲市・北牟婁郡選出ということで、半年前の選挙で皆さんにお訴えを申し上げて、皆様の声をいただく中で、今回初めての一般質問をさせていただきました。この思いというものが政治家にとっていかに大事であるか、そして、熱意ということがいかに大事であるか、それは、知事、一番御存じかと思えます。そんなことを、いろんな施策がありますが、心を込めて、情熱を持ってぜひ取り組んでいただきたい。そうすることによって、三重県全体もそうですが、県南部の課題が一つずつ解決されていくのではないかとこの御期待を申し上げて、時間となりましたので私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。31番 館 直人議員。

〔31番 館 直人議員登壇・拍手〕

31番（館 直人） ありがとうございます。失礼をいたします。三重郡選挙区より選出をいただいております、新政みえの館直人でございます。

まず、私からも、あの3・11の東日本大震災をはじめ、先般の台風12号、また、昨日の台風15号と、自然災害によりまして亡くなられた皆様方に対し衷心より哀悼の誠をささげさせていただきたいと思ひますし、また、被災をなされた方、殊にまだ困窮をきわめてみえる多くの皆様方に心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、発言通告にのっとりまして質問をさせていただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、大きく一つ目でありますけれども、スポーツの振興ということであります。

その中で、まず、今後のスポーツ振興のあり方についてお伺いをいたしたいと思ひます。

今年は、1911年と申しますと明治44年でありますけれども、その7月に創立がなされました大日本体育協会、いわゆる現在の日本体育協会、また、日本オリンピック委員会、JOCでありますけれども、今年で創立100周年を迎えられたという記念すべきおめでたい年でございますけれども、この年に、国はスポーツ基本法というのを8月24日に施行いたしました。昭和36年に制

定をされましたスポーツ振興法、これを50年ぶりに全部改正して、スポーツに関する理念を定めたということでもあります。そして、その中には、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めてきたということをごさいます、大きな流れが変わるのかなという思いがします。

その基本法の前文の最初には、スポーツは世界共通の人類文化であるということから始まり、この前文で、スポーツの価値であるとか意義であるとか、そして、スポーツの果たす役割の重要性を示しております。そして、前文の最後には、「ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」ということ締めくくっているところであります。

第1条で目的がありまして第2条が理念の部分なんですけれども、国民がスポーツを行うことができる機会の、その保障ということ、また、地域におけるスポーツの重要性などなど、八つの基本理念を定めているところであります。これによりまして、国及び地方公共団体は、この法律が定めるその基本理念にのっとりまして、スポーツに関する施策を総合的、そして計画的に推進すると明記がされております。このことは、これまでは振興という言葉が使われていたところでもありますけれども、今回それが推進になったということで、これまでよりもより大きく前進した、また、新たなステージでのスポーツ振興施策の積極的な展開を求め、そして、推進をしようとしているものと私は感じているところであります。

スポーツは、実際にスポーツをする人、また、スポーツを見る人、そして、スポーツのイベントなどの大会などを支える人などなど、本当に様々なかかわりを通して、人と人、また、地域と地域を、そのつながりというのを促進する、まさに人に元気と勇気を与えるものだ、このように思うところであります。

鈴木英敬知事におかれましては、去る7月15日、予算決算常任委員会、また、さきの提案説明の中で、平成33年に開催が予定をされています第76回の

国民体育大会への、その招致を正式に発表いただいたところであります。

しかしながら、これまで知事とは、私たちは国体などについての議論が、それほどというか、特になかったことから、私は最初は、何を突然に、何を唐突にという、そんな違和感も感じたところでありますけれども、関係諸団体の皆さん、また、私自身もそうでありますけれども、望んでおりました国体招致ということが、まさに知事の英断で正式に表明されたということに敬意を表させていただきたい、このように思うところであります。

また、国体とともに、平成25年には全国中学校体育大会が、また、平成30年には東海ブロックにおきまして全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが、我が三重県を中心県として開催されることとなっております。それとともに、国体の開催直後には全国障害者スポーツ大会も開催されるわけであります。

過日、我が会派新政みえが、県内の各種団体の皆さんとの団体懇談会を開催させていただきました。その場で、県政への御意見やら要望やら、聞き取りとともに、いろいろな意見交換もさせていただいたところでありますけれども、そこに三重県身体障害者福祉連合会にも御参加をいただいて、その場でこの全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、障がい者スポーツの、そのソフト面、ハード面の整備とか充実ということについて、まずは当事者参画、いわゆるパラレルの理念で具体的に進めるべきなんだ、このように御意見やら御要望をいただいていたところであります。

そこで、大規模大会の開催等に当たっての個々具体のことはこの後の議論とはさせていただきますけれども、まずは、国体招致を正式に表明なされた今このときだからこそ、県民の皆さんにも御理解をいただけるように、これまでよりも一歩踏み込んだ、今後の本県におけるスポーツの振興についてのあり方ということについて、知事の所感と、そして決意をお伺いしたいと思っております。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問がございました、スポーツ振興、この思い、所感、



決意、そのあたりについてお話をさせていただきたいと思います。

議員からも御紹介がありましたとおり、スポーツ基本法、これが施行されましたけれども、その中では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であると、いわゆるスポーツ権を明記するとともに、「スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。」として、一層のスポーツの振興を図ることとされており、また、地方においては、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施することとされたところであります。

こうした中で、現在策定を進めておりますみえ県民力ビジョンの中間案においても、スポーツの様々なかわりを通して生きがいのある生活を営むとともに、人と人、地域と地域とのきずなづくりが進み、地域に活力が生まれることを施策の目指す姿としております。

また、議員からも御指摘がありましたとおり、本県においては、平成25年に全国中学校体育大会、平成30年にインターハイが開催されます。また、平成33年の国民体育大会の開催招致に向けても取り組んでいるところであります。これらの大規模大会を一過性のイベントとするのではなく、これを契機として、本県スポーツの推進に的確に取り組んでいく必要があると考えております。

このようなことから、本県のスポーツの推進については、競技力の向上を目指したスポーツ振興施策に加え、スポーツを核とした人づくりや産業振興など、新たな観点での取組へ拡充を図っていくことが必要だと考えております。今後、県や市町、団体、企業、県民など、それぞれの役割を担いながら、一層の競技力の向上や市町の特色を生かした取組を通して、スポーツによる人づくりや地域づくりによる地域の活性化を図ってまいります。

議員からも御指摘がありましたとおり、スポーツは人々に、夢、感動、勇気、こういうものを与えてくれるものがあります。私がスポーツ振興を前面に押し出して強力に進めていきたいというふうに考えているのは、こういう厳しい時代状況にあって、一人ひとりがどんな困難な状況にあって、どん

なつらいことがあっても、自分らしい夢や希望に向かって頑張ろうと、一人ひとりの気持ちがそういうふうになっていかなければならないということが大切だなと思っていて、行政が行う政策だけではなかなか人々の気持ちにそうしてもらおうというのが難しい面が、足りない面があるので、スポーツの力も活用させていただいて県民の皆さんにそういう前向きな気持ちになっていただきたいと、そういうふうに思っているわけであります。

また、スポーツは一体感というのもつくります。三重県のすばらしさの一つは多様性でありますけれども、もっとさらに県の一体感というのが出れば、三重県ももっともっと元気に、そしてすばらしい地域になるんじゃないかと私は思っておりますので、そんな部分でもスポーツの力を活用させていただきたい、そういう思いであります。そんな強い思いで、今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

〔31番 館 直人議員登壇〕

31番（館 直人） 力強い決意というふうに感じますし、今言われたように、厳しいこんなときだからこそ県民の皆さんも行政に対していろいろなことがあるのかと思いますけれども、そんな形の中で進めていくべきだと思いますし、今後の選手や指導者の育成とか、施設や物の整備等々、あるわけです。これから先、私が思うには時間がそんなにもうないんだと。このように思う中で、大変厳しい財政状況の中でも多額の財政支出というのも出てくるわけであります。

知事自らが決断をいただいた第76回の国民体育大会の開催、これは、昭和50年のときにありました第30回の国体と同様に、開催県にとってふさわしい成績を上げるべきだと、このように思います。それは総合優勝しかないわけで、このことで一つの方向を示したことによって、県民の皆さんから至上命令をもういただいたんだと、こんな思いがするわけでありまして、総合優勝を目指しながら、その姿勢で物事に取り組んでいくこと、その積極性、また、それによつての効果は一層上がるものだというふうに思いますので、そういう意味からも県民の皆さんの大きな期待にこたえていただきたいと、

このように思います。

二つ目でありますけれども、国民体育大会等の大規模大会の開催に当たって、今後開催がなされますその国体、インターハイ、ありますけれども、そのこと、具体的なことについてお話を伺いたいと思いますが、まず、インターハイについてであります。

インターハイは平成30年に東海ブロックで開催をされるということであり、ます。29の種目があるわけでありまして、これまでの開催順序からいけば三重県が単独開催の順番であったけれどもブロック開催となったということで、まず、しかしながら、開催県であったということから言えば、本県が中心県となって、総合開会式もこの三重県で行うということになるんだと、このように確信します。

インターハイが国体の前の3年前ということは当然国体と一体にこれをとらえてその準備をする必要がある、そういうふうに思いますし、そのことによってスポーツへの関心を高めること、また、多くの県民の皆さんがスポーツに触れる機会が増えるということからいっても意義があるなど、このように思います。

現在、東海地区の高等学校体育連盟によりまして、29の種目の割り振り等の協議がなされていると、このように思っております。29の種目ありますから4県で割れば一つの県は7から8の競技種目になるわけでありましてけれども、先ほども申し上げたように、今回は本県が、中心県としての、その責任と役割を果たす、それとともに、3年後の国体の開催県だということから、そういうことをずっと思えば、できるだけ多くの競技を開催いただくことが絶対に必要なんだというふうに思います。今ここで事具体的な競技の種目名は申し上げることはいたしませんけれども、少なくとも半数以上、できる限り17から18の種目、この程度は、教育長、笑わないで、この程度はやっていただきたいなど、このように思います。

このことについても、以前からこの場でも議論させていただいたときの答弁は、高等学校体育連盟の状況であるとか、三重県体育協会、また、各種競

技団体と連携しながら調整していきますよというふうな答弁でありましたけれども、これは相手のあることではありますけれども、国体の成功に結びつけようとするのであれば、これを決定していただくのはもう目前の話です、どうか、1種目でも多い、そのように向かう明快な答弁をいただきたいと思っております。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） インターハイの関係で御答弁申し上げたいと思っております。

議員から御指摘がございましたように、これまでの全国高等学校総合体育大会は都道府県単位で開催をされておったわけでございますけれども、本年度からはブロック開催という形で実施をされておまして、この7月には東北ブロックの北東北4県において開催をされたところでございます。

平成30年の大会のほうは東海ブロックにおいて開催することが既に決定をしておまして、東海高等学校体育連盟におきましては、本県が中心県として開催するということが確認をされているところでございます。本県では、平成30年の全国高等学校総合体育大会、それから、平成33年の国民体育大会を本県におけるスポーツ推進の絶好の機会ととらえておりますので、これらの開催を契機として、一層のスポーツの推進、振興を図っていききたいなというふうに思っております。

このようなことから、全国高等学校総合体育大会におきましてより多くの種目を実施いたしまして、東海ブロック開催の中心県としての役割を果たせるよう、関係機関ともしっかりと協議を進めていきたいと思っております。

〔31番 館 直人議員登壇〕

31番（館 直人） 一つでもより多くのというお話が出てきましたので、それを信用させていただいて、実際これは全国高等学校体育連盟のほうへ開催申請するのが平成25年の夏やというふうに聞いています。もう余り時間はないんだろうというふうに思いますし、今おっしゃられたそのことも含めながら、一つでも多いことが後の国体へいい影響があるんだろう、一つでもできないことがあると施設の整備とかいろんな形の中でおくれてくる部分が出て

くるのではないかと、こんな思いをしますので、どうぞ頑張ってください、多くの種目をとっていただきたいなと思います。

次に、具体的な取組についてお話をさせていただこうと思いますけれども、事業をやるときにはいつも言われるのが、人、物、金と、このように言われます。

まず、人、つまり選手、指導者等についての育成強化、このことについてお伺いをしたいと思いますけれども、私はこのことを調べるに当たりまして、昭和50年の第30回の三重国体を調べてみました。

当時は昭和48年末の、あのオイルショックの影響をまだ大きく受けていたところで、国体の開催に当たっては大変な経済的制約があったというふうに伺いました。今のような、今はこんな状態でもっと厳しいかなというふうな思いがありますけど、しかしながら、この厳しい状況下の中であっても、多くの関係者の皆さんの大変な御苦労と、そして献身的な努力によりまして、原点を踏まえた簡素な運営ということで、これまでにない画期的な国体だったというふうに高い評価を得られたんだと、当時の関係者の方からもそんなお話もお伺いをすることができました。

こうした大規模大会においては、地元の熱狂的な声援を受けて実力を見事に発揮して活躍された選手の皆さんでありますとか、すばらしい手腕を発揮された指導者の皆さんは、その後においても、選手、指導者としてさらなる努力を重ねていただきながら本県のスポーツ振興に大きく御貢献をいただけてきたと、このように思います。

例えば、オリンピックの女子レスリング金メダリストの吉田沙保里選手のお父さんでありますけれども、三重国体の折に三重県に奉職をなされて、その後選手として、また、引退後は指導者として大活躍をいただいて、吉田選手を育て上げられました。それとともに、県内の高等学校や中学校、そして地域スポーツ活動の場面におきましても重要な指導者として活躍をいただいて、多くの優秀な選手を育成、また、輩出いただけてきたところであります。

そう思うと、まさに人こそが財産だなと、こんな思いがします。昭和50年

に本県で国体を開催したことの、その大きな意義がその一つなのかなというふうに思いますし、このように多くの貴重な財産、また、人材というのを残して、その後の本県のスポーツ振興にも大きく寄与ができた国体であったと、このように、調べておりまして確信をしたところであります。

さて、次の国体までは10年、インターハイまでは7年という期間でありますけれども、私は、これは長いとは全く思っておりません。もうあと7年しかない、10年しかないという感じであります。このことは関係者の皆さんも同じ気持ちなんだろう、そのように拝察はしているところであります。

そして、国体は都道府県対抗の形式をとっておりますことから、先ほども申し上げた総合優勝は至上命令でということでございます。総合優勝を目指して取り組まなければならない事柄、今から具体的な提案も含めまして質問をさせていただきますので、どうか県民の皆さんに夢と、また、希望と、そして勇気を与えるような御答弁をいただきたいなど、このように思います。

まず、選手の発掘、育成強化についてです。

7年後、10年後ということを見据えますと、どうしても選手の育成には、優秀な小・中学生を発掘して、そして育成強化することがもう不可欠になってくると、このように思います。そのためには、文部科学省が推選するタレント発掘事業の導入であったり、小・中学校からの一貫指導、強化が重要だなど、このように感じます。

タレント発掘事業という事業形態は、これ、三つばかりあるんですけれども、その中で私は、ターゲットスポーツタイプ、種目を特化して選手を見つけ、育て、生かす、このプログラムがあるわけですが、これを積極的に展開していきたい。

そして、アスリート強化事業というのがございます。その一つは競技力向上対策本部を設置していただくことです。実は福井県は2018年に開催をされますけれども、ちょうどこの9月に入って7日でしたか、この本部を設置しました。7年前ということでもありますけれども、これは、少年・成年選手の育成強化、そして、指導者の養成等々をやろうということで、この10月に

は強化選手も認定もするというふうに伺っております。

もう一つが、アスリート強化といえば、先ほど言いました小学生を対象に、有望選手を発掘するための、その体験教室を開催いただきたい。特に、いろいろな種目がありますがけれども、競技人口が少なかったり、また、知名度が低いものも一緒のようにしてやっていただきたい。そんな形の中で体験教室をしていただきたい。

そして、もう一つ、これは成年の種目でありますけれども、社会人、この選手の受け皿ということは本当に重要になってくると思いますから、企業チームの普及、振興支援、そして、優秀な選手、指導者の雇用促進と具体的なその強化策ということで、企業スポーツ連絡協議会なるものを組織化して、設置をしていただきたいなど。企業数から言えば兵庫県が一つ例に挙げられるわけですがけれども、あれだけ多いところであっても早急にこの設置をしているということでありますから、このような形の中で、選手に対しての、その育成強化を図っていただきたいなど、このように思います。

二つ目は指導者であります。

指導者、これも、先ほど、小・中学生ということはジュニアの育成というようなことからいけば、やはり何といても実力のある教員の確保ということは欠かせないこと、重要なことだと思います。このことは、少年、ジュニアの優秀な人材を県外に流出させないという、そんな効果的なこともあるんだ、このようにも言われているところであります。7年後、10年後、その先を見据えて、戦力的な、即戦力となる教員を確保していただいて、その指導計画性に基づいて継続的な指導をしていっていただきたいなどと思います。

具体的なことを今から申し上げますと、例えば、県にスポーツ専門員を置いていただきたい。これは富山県の例なんですけれども、富山県は県を挙げて、今、12年間やってみえます。兵庫県出身のカヌーの選手を、もうオリンピック選手なんです、アテネ、北京に出て、次はロンドンに出ると言われるほどのオリンピックの選手を、兵庫県から富山県のある町に、上市町とおっしゃるんですけど、人口2万人ぐらいのところ、住民票を置いていただい

で頑張っていたいでいる。そして、地域の皆さんに、その指導をし、また、オリンピックの選手が、あこがれの選手がおるとなると子どもたちの目の色が変わってくると言われておりまして、今はカヌーの町と言われているんですけれども、こんなことだってできるんだということも一つの大きな提案とさせていただきますと思います。

そして、もう一つは、スポーツ国際交流員、SEAという制度があるんですけれども、これもやっていただきたい。これは、今和歌山県がやっています。ウエートリフティングの元韓国の代表選手、そして、アーチェリーの、この7月までアイルランドで代表コーチをしていた方を招聘して、そして、日ごろは県立高校で指導をしながら、それ以外のときには県内の競技団体への指導をしていただいている。このSEA、スポーツ国際交流員も設置をいただくことは本当に有効なことではないかなと、このように思います。

そして、これまでやっていただいております強化指導教員等の配置事業、それとともに、教員採用試験のスポーツ特別選考というのはやっていただいておりますけれども、時々ばらつきがあったりいろいろなことがありますから、これも大きな目標に向かって継続的に、重点的にやっていただきたいなと、こういうふうに思います。

そして、最後にさせていただきますけれども、スポーツ指定校の制度があります。これは、昭和50年の三重国体を控えた昭和四十六、七年ごろにこの制度をつくっていただいて、高等学校の運動部を指定していただくなどしてやっていただいたことがございますけれども、早速にこのこともしていただくことが重要なことではないかなと、このように思います。

そして、大きくというか、三つ目は組織のことについてお話をさせていただきますと思います。

あと7年、10年、何度か申しますけれども、できるだけ早急に組織の整備も必要だと、このように考えるとところから、県強化対策本部というのを早急に設置していただきたい。そして、その中で特にやっていただきたいのは未成熟競技の育成支援体制の確立ということです。そして、もう一つお願いし



たいのは、スポーツ振興の所管部局、今は教育委員会のほうで所管をいただいておりますけれども、知事直轄で知事部局に置いていただくのも一つの手法ではないかなと。

このことについてこれまで質問もさせていただいて、いただく答弁はやっぱり、競技スポーツ等々、学校での取組が重要な役割があるので教育委員会で所管するのが適切なんですよということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律なんかというのを根拠にお話をされますけれども、全国47の都道府県の中で、福島県、東京都、和歌山県、徳島県などなどはもう知事部局に置いていただいて、特にそれは国体が前にあった県とかスポーツ振興をこうしようという県はそうしているわけでありまして、一度このことも、真剣にというか、積極的な考え方を示していただきたいなど。

ずっと申し上げましたけれども、大きくはこのことについて御答弁をいただきたいと思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 国体等の開催に向けての選手強化、指導者等の育成、それから組織面でのことについてお答え申し上げたいと思います。

本県の競技力向上を図る上で、選手の発掘、育成強化、それと指導者の養成、確保というのは最も大きな要素であるというふうに考えております。また、人づくりの観点から見ますと、競技力向上の取組により育成をされた選手、指導者の方が、スポーツを通じた地域の活性化に貢献をしていただくなど、本県にとっても将来的に大きな財産となるというふうにも考えておるところでございます。

これまでも、国内外の大会で活躍をできますトップアスリートの養成を目標に据え、選手の強化、ジュニア競技者の発掘に取り組んでまいったところでございます。また、選手の育成強化は指導者の資質に負うところが大変大きなことでもありますので、講習会でございますとか研修会等を開催いたしまして、指導者の養成にも努めてきたところでございます。

今後は、県体育協会、学校体育団体など、関係団体をはじめといたしまし

て、企業、それにクラブチーム等とも十分連携を図りまして、平成30年の全国高等学校総合体育大会、それと、平成33年の国民体育大会を見据えた選手の発掘、育成強化、指導者の養成、確保等について計画的に進めていきたいというふうに考えております。

また、国民体育大会に向けた競技力の向上対策につきましては、御紹介もありましたように、国体等を既に開催しております県なんかを見ておりますと、競技力向上対策本部を設置いたしておりますので、その中でいろいろな取組をしておるといふふうに聞いておりますので、本県におきましても、そうした新たな体制の整備についても検討していきたいなというふうに思っております。

議員のほうから、選手の強化のことでございますとか企業等の連携の話、それと、スポーツ専門員等の人材の確保、養成といいますが、そういう面でいろんな御提案をいただいたところでございます。私も今、いろんな形で今後のあり方についても検討していただいておりますので、今御提案をいただいたことを主に参考にさせていただきまして、検討を進めていきたいというふうに思っております。

それと、組織的な面でございますけれども、まず、当面国民体育大会の開催に向けた組織という形では、最初、招致を表明した段階におきましては、スポーツを所管いたしております教育委員会とその辺で準備をしてきておるわけでございます。その後、国体の開催につきましては全県的な取組になるということもございまして、知事部局のほうに事務局を移すような形で運営をしてきておりますので、私もその辺を参考にしながら準備を進めていきたいと思っております。

それと、あと、もう1点、スポーツ振興の所管そのものを教育委員会から知事部局に移したらという話もございました。御紹介にもありましたようにいろんな県では、私どもが承知いたしておりますのは11の道府県のほうで、教育委員会と、それから知事部局とが分かれて所管をしているという話を聞いております。

ただ、いろいろ中身の話を見ていきますと、議員も御指摘がありましたように学校スポーツとの関係とかいろんな面でまだまだ問題もあるようでございますし、それから、逆に、移したほうがメリットがあるという話も聞いている部分もございますので、そうしたところもしっかり勉強させていただいて、これからスポーツについては地域振興的な、総合的な視点での取組も必要かなと思っていますので、そういう点もいろいろ加味しながら今後どういう形で進めるのがいいのかについては検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔31番 館 直人議員登壇〕

31番（館 直人） いろいろ提案させていただいて、取り組んでいただいている部分があるんだろうと思いますし、競技団体によってもいろいろ思いがありますので、一回そこら辺も確認していただきたいなと、このように思います。

組織のこと、教育長にお伺いするのはどうだったのかと思いますけれども、知事のほうもよくわかりをいただいているんだろうと、このように思います。

来年度、組織の見直しがある。検討いただくのには本当にグッドタイミングだろうというふうに思いますし、今ずっとという時間的なことを考えていってもそうですけれども、一度積極的な検討をしていただきたいなと。まさに、どんなことを行うのも、まずお人がいてということであります。この人材を生かすようにさらなる取組をしていっていただきたい、このように思います。

次は、物、金についてであります。

物は施設などであります。本県のスポーツ施設等についてお伺いをいたしますけれども、今の状況からいけば、鈴鹿スポーツガーデン、伊勢の県営総合競技場ということでありますけれども、鈴鹿スポーツガーデンはまあまあ、まあこうだというふうには思いますが、県営総合競技場、これは、昭和48年

のインターハイ、昭和50年の国体、これを契機に整備をされたものであって、その後、必要に応じて修繕等はやってきたけど、抜本的なものはやっていないですよということであります。

そして、ほかには、例えば松阪野球場、これは県営ですよ、そして、県営のライフル射撃場、これも昭和50年の三重国体を契機に整備されたものがあります。どれにしても老朽化をしている、本当にこのままでいけるんだろうか、こんな思いがあります。

先日、三重県体育協会長のほうにお邪魔をしているいろいろなお話をお伺いし、意見交換もさせていただきましたけれども、国体を今開催しようとする、日本体育協会が定める国民体育大会施設基準というのがあって、これに適合していなければならないということです。一番わかりやすく申し上げれば、陸上競技場があります。これは、まず、1種公認の競技場であること、そして、もう一つはサブトラックが一周400メートルのトラックでなければならないという基準がありますけれども、現在の総合競技場、1種公認の競技場ではありますものの、サブトラックは一周300メートルなんですよ。こういうこともいけば適応しないんだ。これはほんの一例であります。

こんな形の中でいろいろなものも整備しなければならないと思いますし、もう一つは、県内の施設、見るためのスポーツ施設が全くない、このように思います。このことについてはこの後、私どもの会派の下野さん、彦坂さんがやられますので私はこの程度にしますけれども、野球場とサッカー、もうこれ以上言うたらあかんか、全く公式試合ができないんです。ここはまた細かく説明をしていただきますので私はこの程度にしますけれども、施設を整備するということは、まさに県民の皆さんがスポーツを楽しんでいく場であるし、そして、競技会へ自分が出て自分の限界に挑戦をしていただく場でもあることから、この整備をする、そして見るということというのは、自分の日ごろの生活も本当によくなっていくというか、そんな気持ちが変わってくるんだろうというふうに思います。

これについてもこれまで質問をし、答弁をいただくのは現施設の有効活用

とか機能の向上を図るとかというお話で、市町との関係と協議して長期的視野で考えますということですが、もう、長期的な視野、そんな考えていただく時間はないわけです。今後どのようにしようかとするのにも、このスポーツ振興計画、（資料を示す）ここにも書いていただいておりますけれども、まるっと今までの答弁と一緒にかなという思いが私はしています。今後どのように進めようとされているのかお伺いをさせていただこうと、このように思います。

物には、ほかにもまた道具があります。もう時間がありませんので一番わかりやすく言いますと、馬術の馬。これは今、鈴鹿市の石薬師のほうで飼育していただいておりますけど、あそこの馬場は本当に全国的にもすばらしい馬場らしいですけれども、あの馬が今から10年後におるかどうか。選手の技術はその馬にも伝わるけれども、馬の持っているものも選手に伝わるわけです。得点をとっていただかなあかんわけです。1頭が200万を超えるんだと思います。そんな形の中での用具とかいうこともありますので、それも含めてどのようにお考えか簡潔にお願いしたいと思います。

そして、金。予算の関係、財政の関係であります。今日も財政についての議論も出てきておりますけれども、これから継続的に大きな金額が要るよね、県の財政は大変厳しい状況にあるよね、もう深くは申しませんが、何をやるのにもお金が必要だということですから、このことについてどのようにお考えか、お伺いをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 大規模大会の開催に向けました施設面ですとか予算面の件についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、施設の関係でございますけれども、本県のスポーツ施設につきましては昭和50年の三重国体を契機に整備された施設が多くあるわけでございまして、これらの施設につきましては三重国体後も本県のスポーツ振興に重要な役割を果たしてきたというふうに考えております。しかし、老朽化でございますとか競技規則の変更などによりまして、施設の基準を満たしていない

施設もあるのが現状でございます。

県民がスポーツをする、見る、支える場としてのスポーツの施設は大変重要だというふうに考えております。また、競技力の向上でございますとか人材の育成、それと地域振興の視点からも、スポーツ施設の持つ意義というのは大変大きなものがあるというふうに考えているところでございます。

国体等、大規模大会の開催を見据えると、現在の県営のスポーツ施設だけでは対応し切れない現状もあるということも、認識をいたしてありまして、市町のスポーツ施設との連携等も今後必要になるかなというふうに思っております。

これまでのスポーツ施設の整備につきましては、昭和63年に制定をいたしております三重県営スポーツ施設整備方針に基づいて整備をしてきたわけでございますけれども、大規模大会等の開催を見据える中ではその見直しを早急に進めていく必要があるかというふうに思っております、今年度中に見直し等を進めていきたいというふうに思っております。

この議論を進める中で、将来のスポーツ振興を図る上で必要となる施設、特に市町との連携なども含めて、いろんな議論をしていきたいなというふうに思っております。

それと、競技を行うために必要な備品等の整備でございますけれども、これにつきましても、今後競技力向上に向けた推進体制が整う段階で、必要な整備についての協議もいろいろ進めていきたいと思っております。

それと、あと、当然経費の関係でございますけれども、選手強化でございますとか施設整備など、相当な経費が必要になってくるというのは十分認識をいたしております。現在、県の情勢、財政状況というのは大変厳しい状況でございますので、これまで国体等を開催した県の取組等、その辺も参考にさせていただきながら、効果的、効率的な取組になるような検討も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

〔31番 館 直人議員登壇〕

31番（館 直人） ありがとうございます。

施設整備、大変厳しいだろう、当然その用具も含めてでありますけれども、今、津市がスポーツ施設整備基本構想というのを大きな柱にしてやられてみえます。市町との関係の中で、今までも言っておりますけれども、何も県営の施設でなくてもいいという思いがありますし、やはり市町との関係の中で、もっと深い、資源にしても財政もそうですけれども、それを進めるに当たっての大きな指導とか、そんな支援の仕方がいろいろあると思うんですよ。そんな形の中で物事を進めていただきたいなというふうに思いますのと、財政のことについては、財源の確保、おまえらがやってこいと言われるかなと思って、これも教育長に聞いたのはどうかなと、ちょっと、総務部長、よそを向いておりますけれども、そんな形の中でのこの取組に当たっては、やはり何を申し上げて人も、物、金だな。これがないと事業をなし遂げることができない。ほかに行政改革の課題がたくさんあるわけでありましてけれども、県民からの至上命令は総合優勝でありますから、どうぞ覚悟を持って、決意を持って、積極的な取組をしていただきたいと心からお願いするところであります。

10月1日から山口県で山口国体が開催をされて、22日からは山口県で全国障害者スポーツ大会が開催されます。きのう結団式が何かの予定だったのが台風で中止になられたということですがけれども、三重県の選手団、頑張っていていただいて御健闘いただくことを心から期待したいなと、このように思って、この一つ目を終わらせていただきたいと思います。

ちょうど20分あります。

次に、農業の関係についてでありますけれども、農業、農村の未来についてということでお尋ねをさせていただきたい、このように思います。

農村の古きよき豊かさを取り戻すためにということでありましてけれども、今回の提案説明の中で知事はこれからの三重づくりについて、県民が自立し、行動する住民、アクティブ・シチズンとして積極的に社会に参画していただき、その上で協働による成果を生み出し、新しいものをつくり上げていくと、

このように述べられたところでもあります。農業と切り離すことのできない、いわゆる古きよき農村では地域住民の自治組織として村社会というのが形成をされておって、そこで公共を担う機能として、いわゆる集落機能を有していたと、このように思います。

農業は天候に左右をされまして、経済的尺度から見ると豊かというよりもどちらかというとい貧しい暮らしでありましたけれども、古きよき農村には、経済的な尺度ではあらわすことのできないような、豊かな暮らしがあったように私は思います。知事の言われる新しい豊かさの実現ということは、農村においてはこの古きよき豊かさを取り戻すことではないのかなと、このように考えるとところであります。

この古きよき豊かさを取り戻すために、農地・水・環境保全向上対策事業という活動がございますけれども、これは、地域の方々が地域をよくするための活動に取り組むことで、地域を愛する心が熟成されまして、また、活動するそのノウハウが次なる活動へつながっていく、結果的に公共の役割を担うことのできる地域を育成していくために大変有効な対策であり手段となっている、今後も継続して取り組んでいくべき事業であると、私はこのように考えます。

しかしながら、国の補助事業としては今年がその最終年度に当たっているところでもあります。次期対策について、国はまだその具体的な方向というのは示しているわけではありませんけれども、これまでのこの事業の取組の成果とともに、農村にこの古きよき豊かさを取り戻すことのできるこの有効な事業、県として来年度から次期対策として考えていただく必要があるんだろうと、そう思いましてお伺いをさせていただきたいと思います。

そして、次は、農業を守るためにということで、農業を支える基盤整備についてお伺いをいたしたいと思います。

21世紀は水の世紀とも言われています。水は農業に欠くことのできないものでございまして、農業の歴史是水との戦いの歴史でもあったと、このようにも言われております。このため、地域を支える大事業として古くから用水



路が整備をされるとともに、長い歴史の中、人から人へ受け継がれる、そして守られる、そして今日まで継承されながら今もその恩恵を受けているところでもあります。

これからも農業が継続して営まれていくためにはこれらの農業用施設を次の世代へと継承していかなければならない、このように思いますし、これはまさに私たちに課せられた使命だと、そのようにも思います。そのためには、地域で農業用施設を適切に管理するとともに、必要な補修を行いまして施設を保全すること、さらに、その時代の農業に合わせて、例えば農業用水のパイプライン化などによりまして施設の機能の向上を図って、そのニーズに合った施設としていくことも必要だと、このように思います。

また、先般の台風12号、また、台風15号、そして、近年頻発しておりますゲリラ豪雨、これなどによりまして、これらの自然災害でしょうか、それによって農地や、また、農業用施設が大きな被害を受けているのも事実であります。これらの復旧も進めるとともに、農地の防災対策もまた、これ、私どもに課せられた使命であると、このように思います。

しかしながら、これまで申し上げた二つの使命、果たすには、すべての補修を地域住民が担うということはまさに困難なことでございます。殊に、専門知識によります必要な補修等に関しましては、維持管理適正化事業などを活用して農業用施設を保全する取組を着実に進めなければならない、このように思いますけれども、これに対して、厳しい財政状況の中ではありますけれども、県としてどのように進められようとしているのか、お伺いをいたしたいと存じます。よろしく申し上げます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） まず初めに、農村の古きよき豊かさを取り戻すためにという御質問の中で、農地・水・環境保全向上対策の取組についてお答えいたします。

この農地・水・環境保全向上対策事業では、県内で315組織が約1万5133ヘクタールの農地におきまして、水路や農道などの保全管理だけではなくて、

生態系の保全でありますとか景観の形成活動などに取り組まれております。

この事業につきましては、国の農地・水保全管理支払交付金第三者委員会での評価でもありますように、農村環境が大きく改善をされた、子どもの参加などにより世代を超えて地域に興味を持つ人が増えた、活動組織が地域コミュニティの核となりつつあり保全活動以外の地域づくりのきっかけとなっている、などの成果がある一方で、地域住民の間でつながりが弱い地域でありますとか、リーダーまたは事務手続の担当者がいない地域では取組が進んでいないなどの課題がございます。

この農地・水・環境保全向上対策に取り組む活動組織は、単に地域の農業だけではなく、地域を支える組織として育成していくことが重要であると考えております。そこで、この農地・水・環境保全向上対策の継続につきましては、引き続き国に強く働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

また、次期対策でございます。国の方針が出されていない状況ですけど、県としましては、新たな地域づくりに向けた活動の展開でありますとか多様な主体の参画を促進するとともに、これまでの活動が生かされた地域の産物でありますとかサービスが収益を生むなど、地域が自立していけるための取組も進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、三重県農業を守るためにということで、農業基盤整備についての御質問でございます。

本県では、創意工夫を生かした多様な農業経営の確立と、それを支えます農地、農業用水などの生産資源の確保が重要であることから、農業農村整備事業を計画的に進めておるところでございます。この事業につきましては、非常に残念でございますけど、国の予算が平成22年度から大幅に削減をされております。議員の御質問にありましたように、東日本大震災、台風12号などによりまして、農業、農村が大きな被害を受けたことから、これまでの取組に加え、防災対策の着実な推進が強く求められているところでございます。

本県におきましてはこれまで、用水路のパイプライン化でありますとか中

山間地域での農道や用排水路の整備などを重点的に進めますとともに、農業用水のパイプライン化につきましてはコスト削減に向けた県独自の工法を採用するなど、事業費の削減に取り組んでまいったところでございます。今後も限られた予算の中、選択と集中をより一層進めまして、効果的な事業の実施でありますとかコスト削減を進めますとともに、防災対策など、重要な生産基盤の計画的な整備に必要な予算確保について、国に強く働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔31番 舘 直人議員登壇〕

31番（舘 直人） ありがとうございます。

このほかにも、農業の未来を考えたときに、いつも議会の中で1回は出てくる、聞く、獣害対策というのもあるわけですがけれども、今日はちょっと時間がなかったのでこれは割愛させていただきましたけれども、先ほど申し上げていただいた、農地・水のこの事業、私、菰野町の地元の中で田光地区というところがあるんですけれども、それは、資源と環境を守りましょうよね、資源は何だっていったら、その皆さんが活動されているのは、資源は子どもやと。自然の環境とか、いろいろなものの資源もあるけれどもまず子どもだ、まさにその中で、地域づくりというか、そういうものが根っこにあって、それで自分たちの地域をよくしよう、そんな思いがしっかり強いんだ、そして、そんな形のものがばーっと広がって行って、コスモスとかいろいろなことをやっていただいておりますけれども、本当にそれによって、まちづくりも含めていった大きなものにつながってきているんだなというふうに思います。

来年度のことが示されていない今、部長のお話のとおりでありますけれども、ぜひともこれが地域の中で、またやりたいとしていても、どうしてもそこでくじけることがあったときに、県としてそれが支援できるようにいま一度再考いただきながら、来年度から次期対策について、県としては三重県型農業の中でこれをやるんだというような方向性を示していただきたい。このように思いますし、施設整備について大変厳しい状況にありますけれども、

知恵を絞っていただきながら、この三重県の農業を守っていただく、その大きな手段として協力もいただきながらこれに進んでいっていただきたい。心から願うところでもありますし、この農地・水の関係は、これ、県政だよりの9月号をあげますと一面に、(現物を示す)次に出てくるんですね、これ。そうすると、農地・水は三重県の場合来年も続くんだというふうに県民の人が見ていただいているのではないかなと、勝手な解釈かもわかりませんが、そのような形の中でここでも紹介もしていただいているわけですので、このことについて積極的な取組をいただきながら進めていっていただきたい、お願いを強く要望しておくところでもあります。

それでは、大きく三つ目、最後になりましたけれども、地域の行政課題ということでもあります。

地域というか、私は、これは県政の課題ではないのかなという思いをしまして、今回これを取り上げさせていただいたところでもあります。いわゆる廃屋、廃墟となってしまっている建物についてであります。

私もそうですけれども、議員の皆さんもそうだと思いますが。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

31番(館 直人) そうだと、内容を聞いてからそうだと言ってくれ。ちょっとタイミングが悪いわ。段取りが悪いな。

地域の区長とか地域の方々から、空き家や廃屋、廃墟化した、そんな建物、よく私どもはこれまで相談も受けましたし、よく苦情も聞くわけであります。強い雨や強風が吹いたり、また、台風が来ると、トタンや外壁が飛散したり、また、かわらが落ちたり壁が崩れるなどして周りに被害を与える。また、これが人にでも当たったら大変やと。周辺の景観に大きな支障を及ぼし、防犯、青少年の健全育成、防災の観点からも問題なんやと、ましてや火事でも起きたらどうするんやというふうな相談を受けますし、苦情もいただきます。

住民の皆さんは大変不安を抱えているということでもありますけれども、これも区長とどうしようと役所に直訴していても、私有財産等に関する権利の保障などなどから何も対応できやんと、せいぜいやってもろうて警察が消

防に連絡をいただく程度で、あと何も物事が解決していかない。これはどうにかすべきだろうということでもありますけれども、こんなことは私のときに始まったことでもありませんし、今始まったことでもないと思います。問題が改善されない、もう従前からずーっと残っていたことがこの問題なんやというふうに私は思っております。今言たってこのように言われるとおりであります。

その原因は、持ち主がまず亡くなったということがあるでしょうし、亡くなった後の相続がうまくいかなく、あいまいになっているということもあるでしょうし、持ち主の方がこの地域から転出をされていって不在になったということでもあるでしょうし、また、経済的な影響等で倒産をしてしまっただけでなくなった、また、その連帯保証人の方もその責任を、責務を果たしていないということで、とにかくにも適切な管理が行われていないからこの問題が出てくる。だから、だんだんだんだん朽ちていくというふうな廃墟化をしていくんだというふうに思います。

しかしながら、これをどこかでとめなければならぬ、どうにかしなければならぬ、このように私は思うのであります。

ならばと、ちょっと調査をしてみますと、例えば建築基準法がございましてけれども、これも一定の法的措置はあるわけですね。危険や有害の要因を取り除くことを目的にしておるということで、立入禁止など、そんなぐらいなことまでは最低限の内容としてできるわけですが、廃屋などを除去しなさいということについてはできないということであります。

それならば、周辺の景観に大きな支障を来すよねということからいきゃ、三重県の場合は三重県景観づくり条例というのがあるからこれはどうだといったら、これはそのことを想定にしていない。だから、これも効果がない。

そして、この議会に提案なされています、みえの観光振興に関する条例。例えば、私どものほうは菰野町湯の山温泉がありますけれども、あそこにも廃屋があります。そういったときには観光に支障があるよね、なら、それを、その観光振興条例でいけるかといったら、これも想定をしていないからそ

もできない。

なら、もうこのままだから、また引き続いて従前どおりほうっておかなし  
ようがないのかな、どうするんだというときに、あるものを発見してしまっ  
たのであります。

「廃墟対策の条例創設へ 景観づくりで 和歌山県」というのを発見しま  
した。その条例の名前は、建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制  
限に関する条例という条例であります。この条例は、ほかにもあるようで  
ありますけれども、和歌山県の場合は今年の7月7日に公布をし、来年、平成  
24年の1月1日から、これが施行がされるということであります。

内容的には屋根が落ちるなど破損や腐食しているもの、周辺に悪影響を及  
ぼすものを対象として、これ、条例なんです、そういうことを目的として、  
まずは建築物所有者の方の責務を明記している。そして、その明記をした後  
に、景観支障除去措置の要請ということで、その建物から半径100メー  
トルにお住まいの3分の2以上の住民の皆さんが、これは除去してほしいとい  
う要請、そんな思いがあったら知事に要請を下さいよということです。そし  
て、次の条文では、除去の措置を勧告できる。これも手続があるんですね。  
景観審議会とかなんとかっていろいろなことを協議しながら手続して勧告が  
できる。それでもあかなければもう一度手続をして、命令ができる。それ  
でもだめならば行政代執行までできるという内容の条例になっているところ  
であります。

まず、そこまで行くかどうかというよりも、和歌山県知事等がおっしゃら  
れるのは、この条例ができたことによって、これまで手が出せなかったこと、  
これが手出しできるようになった、そんな法の規範を私はつくったんだ。そ  
して、このことに不服があるのならば行政不服審査法に基づいて異議申し立  
てをしてください、悪いとは申しませんが、問題なのは所有者が廃墟にな  
るまで放置してきたことに道義的責任があるやないかと、このような言い方  
をなされているわけでありまして、県民が大変不安を感じるこのよう  
なことについて、県として、この条例をそのままというふうには申し上げま

せんけれども、これについての対策が絶対必要だというふうに思いますが、お考えをお示しいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

〔廣田 実 県土整備部理事登壇〕

県土整備部理事（廣田 実） 御答弁を申し上げます。

平成16年に景観法が制定をされまして、それを契機に全国的に景観への取組が行われてきております。その中で、今質問がございましたように、景観に与える影響が非常に大きいという状況が全国に出てきておりまして、鳥取県におきまして平成19年に条例が制定をされております。続きまして、和歌山県におきまして本年の7月に条例が制定をされておりまして、その内容につきましては、今御質問にありましたとおり、景観に著しい影響を与えるということに対しまして、景観支障建築物として県が撤去について勧告または命令ができるという内容でございます。

しかし、鳥取県が制定をされました平成19年以降、条例に基づきまして勧告をされた事例がない、また、この7月に条例を制定される審議の際に和歌山県におきましても、その実効性をどう担保するのか等の危惧する意見も6月議会において出されたという状況も私も把握をしております。

これらのことから、条例によりまして個人所有の建築物を、景観の視点のみで、勧告、命令で撤去するという事は、現行法では限界があるのではないかなというふうに私どもは考えております。

ただ、放置をされてきます廃屋なり廃墟ということになりますと、景観のみならず、台風、また、地震、防犯上の問題があるということもお聞きしますし、三重県下におきましても廃屋なり廃墟が増加をしておるというのは数字的にも把握をしておりますので、その対策の必要性について認識はしております。

そんな状況でございますので、今後、他県なり市町におきます先進的な事例なり効果的な取組について、県内の市町とも、ともに勉強していきたいのと、今、こんなふうな状況でございますので御期待をいただきたいと思いません。

〔31番 館 直人議員登壇〕

31番（館 直人） もう時間がほとんど来てしまいました。お願いがあります。もう絶対何か手だてはしなければならぬ。ただ、実効性がないとか二番せんじということではなくて、県民の皆さんがその不安を抱いている、それを解消するためにも前向きに今後検討していただきたいと思います。心からお願いをするところでありまして、知事、どうぞよろしくお願い致します。

時間が参りました。以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 19番 小野欽市議員。

〔19番 小野欽市議員登壇・拍手〕

19番（小野欽市） よろしく申し上げます。私はこの4月の県議選で初めて議席をお与えいただきまして、今回初めて本会議で質問させていただきます、自民みらい会派の津市選出の小野欽市と申します。よろしく申し上げます。

初登庁が5月2日でございましたので、あれから約4カ月半がたって、これまでの経験とは違うことに、おろおろ、うろろうしながら先輩議員の御指導や県職員の皆さんの御助言等をいただいている活動でございます。本日は、限られた時間の中であれもこれもではなくて、県政にかかわる諸点について限って質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

当局の皆さんにおかれましては、新参者ですから配慮に欠ける、言い過ぎる部分があるかと存じますし、もう既に質問内容が重なり合ってしまったものもございますので、よろしくお願いをいたします。

まず、みえ県民カビジョンから諸点、お伺いいたします。

まず、今回の知事選によって鈴木知事が誕生したことは、これまでの県政運営に飽き足らない県民が、知事が選挙中に訴えてきた内容に大いに賛同をして、少しでも三重県を変えてほしい、もう少し風通しのいい三重県にとの願いを込めて県民の多くが投票行動で示した結果であるということは言うまでもございません。それだけに期待値が非常に高く、その願いにこたえるべく、今の知事の行動の幅は本当に大きなものがありますが、必然かもしれ



ません。そういう意味で、大変アグレッシブに動かれていることは大変県民としてはありがたいことですが、お疲れさまでございます。

さて、新しい三重の創造を担うことになった鈴木知事は今回、みえ県民力ビジョンを提案され、県民力による「協創」の三重づくりというスローガンで呼びかけをされております。知事はその考え方の中に、現下の我が国を取り巻く社会経済情勢について、非常に厳しい認識を示されております。

それは、今を生きる我々は、今回の千年に一度と言われる東北地方の大震災を含めて、これまで我々日本人が経験したことのないような大きな時代の転換点を迎え、この国の進むべき道をどのように考えるかを、私たち地方政治家にもその方向性が求められている中で、知事選挙のマニフェストにもあったように、鈴木知事は、パラダイムは転換するんだ、ぬるま湯につかったままの財政観念では将来も見通せないような県財政である、自覚を持ってほしいと警鐘を鳴らされたんだと理解をしております。しかしながら、今回提案されたビジョンには、財政についての記述は今後早い機会にということになっております。

そこで、私はまず、新しいビジョンを策定、推進するに当たって、県当局はこの財政の健全化をいかに求めていくかをお伺いいたします。

さて、私は、みえ県民力ビジョン達成のために財政調整基金の残高が幾らあるのかにも影響されると考えております。財政調整基金の残高は6月補正後時点で4億4178万6000円であります。この残高は、災害の発生など、不測の事態に対応できるような金額ではなく、財政運営上、大変厳しい状態にあるという認識を持っております。

先日の議案聴取会での県の説明では、3月補正予算後の財政調整基金残高は平成22年度の不用額や余剰金などの発生により40億2070万5000円とのことですが、それでもなお、これほど大きな三重県の財政としては大変に厳しい数字だと言わざるを得ません。さらに、来年度以降、県税収入は東日本大震災の影響などから今後大幅な落ち込みが予想される一方で、社会保障関係費や県立病院改革に伴う経費の追加のほか、今回の台風12号の災害復旧費の計

上も見込まれ、現在の残高で来年度の財政運営が十分行えるとは到底考えられないところですが、当局はどのようにお考えなのか、まずお伺いをしたいと思います。

このような厳しい社会経済情勢の中では、この選択と集中の予算を組むのに相当の覚悟が必要になります。さて、実際三重県のホームページに掲載された「全国からみた三重県のすがた」というものから全国との比較をしてみますと、そのことはよく理解ができます。例えば行政基盤の項目を見ると、その中で三重県の自主財源割合は52.7%、全国が58.5%と低く、逆に、人件費割合は35.92%、全国が31.11%と高くなっています。

このような財政状況の中で、今回の議案にある人件費について、東日本大震災に係る復興支援、防災対策等の対応のための小・中・高等学校等管理職員の給与の特例的な措置に関連して、同じく全国との比較をいたしますと、三重県では公立小学校費で平均給与は39万4100円、全国は38万1200円になっています。また、人口1人当たりの教育費は県・市町村財政合計で13万3800円、全国は12万7600円、三重県が高くなっているわけです。これだけを見ると、教育水準は全国より上がっていてもおかしくないのではと考えてしまいます。

また、今回の台風12号の被害では、三重県も大きな被害が出ました。災害の現場は東北とともに、この三重県にもあります。私は、今回の議案での東日本大震災への復興はもちろん大切ではありますが、我が県域での台風被害の復興への支援の費用捻出も含めた、三重県職員すべてと三重県の教職員すべての御理解、御協力のもとに、給与カットをすべての職員に求めること、あるいは、もっと県民の普通感覚から言えば、県職員組合等から主体的に、三重県民とともに痛みを共有すると申し入れがあってもしかるべきだと考えると付言をしておきたいと思います。

さて、今回の給与の措置は小・中・高の管理職のみですが、この措置をとるに当たってこれまでなされてきた措置を撤廃しているものはありませんでしょうか。また、それは、もし撤廃しているとすれば、どういう理由でそう

なったのか、御説明をいただきたいと思います。

結局、そういう措置をとることで、一般教員と管理職の給与の逆転をなくして体裁を取り繕うという考え方があらわれているにすぎないものだというふうに感じます。実際は、一部にはありますが、特別支援教育に係る教員のそれと管理職の一部には逆転が存在をすることになります。改めて私は、当局は先ほど申し上げた考え方に沿って思い切ったカット額で組合との交渉に臨むべきであると御提案を申し上げておきます。

さらに、あわせて、今ある地域手当について、例えば岐阜県のように、過去5年間、もう既に行行政改革をされているところで、地域手当の中身も削減をし、財政の健全化を目指す県があるように、我が県においても、給与のあり方も給与表の改正をやるなど、人件費見直しの方法はあると思いますが、いかがか伺っておきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問いただきました、財政の健全化、それから財政調整基金、この2点について私のほうから答弁をさせていただきたいと思いません。

本県の財政状況は、県債残高が年々増加する中、県税収入に多くを期待できず、また、義務的経費の増加が見込まれるなど、今後はさらに一段と厳しくなることが予想されることから、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤を確立する必要があると考えております。このため、事務事業の見直しや総人件費の抑制により歳出を見直し、効果的な税收確保対策や多様な財源確保などにより歳入を確保するとともに、県債発行の抑制に配慮した財政運営を行うなど、行財政改革取組の一環として財政運営の改革により財政健全化を進めていきたいと考えております。

議員からもありましたとおり、相当に厳しい財政状況であるという認識でおります。議員が示された指標以外に一部、その他の県よりもまだという指標なんかもありますけれども、他と比べてまだという、そういう状況ではないというふうに思っておりますし、一方で、新しいニーズ、対応しなけ

ればならないニーズもありますので、そういう覚悟を持ってしっかりと財政健全化に取り組んでいきたいと思っております。

そして、財政調整基金でありますけれども、平成23年度予算編成に当たり、骨格的予算として編成した当初予算では95億1661万7000円を、そして、肉づけ予算として編成した6月補正予算では81億9045万3000円をそれぞれ取り崩し、合わせて177億707万円を活用したところであります。

現在、9月補正予算後の残高は40億2070万5000円となっておりますが、今後、東日本大震災の影響などによる県税収入の大幅な減収、台風12号による災害復旧費等の計上、こういうものも見込まれることなどから、さらに一段と厳しさを増すものと予想されます。こうしたことから、12月補正予算では、既定予算、既に決まった予算の自主的な見直しで、経費の削減あるいは効率化、そういうのに取り組んで、不用額、剰余金の、そういうものの基金への積み立てというようなのも促進をしていきたいと思えますし、来年度当初予算に向けて、さらなる財源確保に向けた取組や、事業の選択と集中を相当厳しく行っていかなければならない、そのように考えております。

〔植田 隆総務部長登壇〕

総務部長（植田 隆） 人件費の関係をお答えします。

三重県ではこれまでも、厳しい財政状況を踏まえまして、平成17年度から知事、副知事等の特別職の給料でありますとか管理職手当の一部をカットし、年間約五千数百万円の人件費を抑制してきたところでございます。

このような中、3月11日に国難とも言うべき未曾有の大災害が東日本で発生したことを受けまして、東日本への復興支援策でありますとか被害を受けた県内産業への支援策、さらには、緊急に取り組むべき県内の防災対策等が必要となっております。これらの対策を実施するためにはより多くの財源が必要となるというところから、これまで実施してきておりました管理職手当の抑制にかえまして、給料で抑制を行うとしたところでございます。また、今回の公立学校の管理職員につきましても、知事部局等の管理職員と同様に、特例的に実施することとしたものでございます。

給与の抑制につきましては、地域手当をはじめとする各種手当で行うという考え方もありますが、本県といたしましては一定規模の財源を確保する必要があるというところから、給料で実施することとしたものでございます。

なお、今回の管理職の職員のカットでございますけれども、給与カットは管理職手当の額の範囲の中で行われておるところから、職員が非管理職員でいたときの給料額を下回るということはございません。

以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

19番（小野欽市） 今、御説明をいただきましてありがとうございます。

手当の範囲内でカットしたからということで、逆転はないんだというようなお話もちょうだいしました。そうなんですかね。一度精査をしたいと思います。

今、知事や部長からお答えをいただいたような現状の中で、民間の会社で、これ、考えてみれば、民間の会社の運営で業績が本当にはかばかしくないときには、まず経営者が給与をカットします。今、知事は特別職としてカットをされています。固定経費の圧縮を図ります。さらに交際費をなくします。どうしてもというときには、これはどうしようもないからと涙をのみながら、従業員の皆さんへの賞与の減額、給与のカット、あるいは人員整理へと進んでまいります。

三重県が今、職員定数の適正化、いわゆる採用の枠の縮減を図っていますが、予定のごとくには進んでおりません。ならば、余計に人件費そのものの抑制を図らねばならないのではないのでしょうか。国においては国家公務員の総人件費の抑制を言うものの、逆に天下りではなくて現役出向の道をあけて、民間との適切ではないような関係性の高度化につながる危険性が増してきております。天下り根絶を訴えた政党がかと耳を疑いますけれども、我が三重県ではそのようなことのないように望むものでございます。

時間の関係もございますので、次の項目に移らせていただきます。

続いて、新エネルギーについてお伺いをしますが、本日のこの本会議での

いろんな御議論の中でも新エネルギーについていろいろと出てまいっておりますが、知事は今回、現在改定を進めていらっしゃる三重県新エネルギービジョンの中で果敢に、国や電力会社が考えるものという固定観念を取っ払うと宣言をされておりますが、この感覚を県の職員全体で共有して、業務に邁進をしていただくということができているかどうか、当局には知事の言われるこの感覚というものを、従来の国の規制や各種法令が大きな壁をつくりながら、そのことを、あるいは県の職員がにしきの御旗にしているんな提案を避けてきた経緯もありますので、県としての見解を伺っておきたいというふうに思います。

このことは、大きな大きな、それこそ大きなメタンハイドレートであったり太陽光であったりと、そういう大きな電力供給ということではなくて、例えば岐阜県や、あるいは静岡県でしたか、今回岐阜県は特区申請をしておりますが、現実にはまた九州の小さな島では導入が進んでおります小水力エネルギー発電によるまちづくり、我が三重県にもぜひ導入をしてはどうか。行政として、やはり先駆的に考えていくべき。先駆的ってもう岐阜県でやっているんですから先駆的でも何でもありませんが、その点について当局の御見解をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問いただきました新エネルギー、まず、エネルギー対策についての県職員との意識の共有という点が1点目、2点目は小水力発電についてのことでありますけれども、まず、1点目の意識の共有という点については、私が今日の答弁の中でも申し上げましたとおり、県も当事者として取り組まなければならないということはずっと申しており、本年5月に私が本部長となって、副知事、各部局長で構成する三重県エネルギー対策本部というものを設置し、この対策本部で、エネルギーの安定供給、新エネルギーによる地域エネルギーの確保、省エネ対策、こういうものに取り組んでいこうということで、この本部を活用して職員の意識共有というのを図っていこうというふうに進めておりますけれども、すべての職員にその私が常々

答弁しているようなことが全部隅々まで意識が共有できているかということ、現在まだその道半ばというところがあるというのは否めないと思っています。

そこは、職員の皆さんということもそうですけれども、私自身がもっと担当している職員の皆さんともコミュニケーションを図る中で、自分の思いをもっと共有してもらえるように努力をしまいたい、汗をかいていきたいと、そのように思っております。

そして、小水力発電の部分でありますけれども、これは既設の水路などで未利用となっている水のエネルギーを有効に活用して発電を行うものでありまして、本当にこの地域で完結するエネルギーの一つとして非常に注目されておるところであります。

現在策定中の新エネルギービジョンにおいても小水力発電の導入促進に向けて位置づけをしっかりと行っていきたいと考えておりますし、その実施に当たって、事業者と水路管理者、いろいろ課題もあるようでありますけれども、そういう調整が円滑に図れるような取組を検討してまいりたいと思えます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

19番（小野欽市） 御答弁をいただきました。ありがとうございました。

小水力エネルギー、特に我が県の中では名張市が、この小水力発電を使った市内のまちづくり、活性化をしようというので、もう3年ほど前から市が独自に研究を重ねていらっしゃるんですが、結局のところ、経済産業省の補助金や何かをとるにしても地元の県がやはり一緒に乗らないことにはなかなか国としても対応できないということで、そこでとまってみえる。

あるいは、岐阜県の現場を、私、見てまいりましたが、農業用大型冷蔵庫、もう既に動いていて、蓄電をして、今度は山間地域の、いわゆる乗用車にかわる軽四トラックをそこで夜間充電して皆さんの移動手段として活用しているということで、今知事が言われましたように、河川法の問題とか水利権の問題、調整する課題はたくさんありますが、既にもう一歩踏み込んでやっていらっしゃるって今回特区申請をやりたいと言っていらっしゃることもあ

るわけですから、ぜひそういうふうな果敢な挑戦の部分で目を開いていただいて、しっかりこれから前へ出していただければありがたいなというふうに思います。

それでは、次に、教育改革について伺います。

今回、教育ビジョンの実現に向けた取組をより実効性を持たせるために三重県教育改革推進会議が開催をされましたけれども、その中の学力の向上についてどのような議論がなされるのか、非常に興味のあるところでございます。また、保護者の皆さんにとっても、塾での教育の向上を考えるのか、学校を信頼すればいいのか、大切な問題でありますので、この点について、検討の方向性を御説明いただきたいと思えます。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 三重県教育改革推進会議の点についてお答えをしたいと思います。

まず、本県の学力の状況でございますけれども、いわゆる全国学力・学習状況調査の結果等を見ても、基礎的、基本的な知識、それから技能の定着、また、それとそれらを活用する力に課題があるということが明らかになっているところでございます。また、学習状況におきましては、児童・生徒が家庭において予習、復習をする時間が短い、また、テレビ、ビデオを見る時間が長いなど、学習意欲にも課題が見られるところでございます。また、これらの結果について各学校が分析をし、具体的に教育指導の改善に活用したり、自校の結果について保護者に、地域の方々にその内容を公表したり説明したりする割合も全国に比べて低い状況があるというふうに認識をいたしております。

こうした中で、今までもいろんな形での学力向上に向けた取組を進めてきたわけでございますけれども、これからも、子どもたちがこの大変変化の激しい時代を生き抜くためには確かな学力をきっちと身につける必要があるだろうというふうに考えておきまして、昨年度、教育ビジョンをつくりましたので、特に今年、そのビジョンの中から四つほどのテーマを特に取り上げさ



せていただいて、その具体的な進め方をいろいろ検討いたしたいというふうに考えております。

その中では、先ほども御紹介にありましたように、学力の向上というのものの一つのテーマというふうに挙げさせていただいております、その中で、これからどういう形で本県の学力向上を進めていくかという具体的な取組を、委員の方々、それからゲストスピーカーの方にも来ていただいて、議論させていただいております。

その中では、先日も金沢市の教育委員会の前教育長にも来ていただいて取組等の御紹介もいただいたわけですが、その中では、例えば学力の向上には、学力調査結果の分析、それと、それに基づいた対応が極めて重要といいますが、必要だという、それと、学力向上には家庭や地域が当事者意識を持って学校を支えていくということが重要だというような意見をいただいたところでございますので、この辺を踏まえながら具体的な取組についてもう少し審議を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

19番（小野欽市） 今お答えをいただきましたように、今回の教育ビジョン、四つの項目をつくって今から進めていくということですが、（パネルを示す）今、ここにお示しをしました、皆さんのお手元にもお配りをいただいている資料をごらんいただきたいと思うんですが、これはまさに今教育長が言われたように、全国学力・学習調査の比較でございます。

一つは比較で、平成19年から22年度までのこの比較表でございますが、この数値を見ましても、例えば小学校での国語A、Bの比較では、平成19年の全国との差マイナス1.1ポイントがまだ解消されないで広がっている点、中学の総体としてはこの差がすべてにおいて広がっている、このような基本点を見てどのように感じて教育力の向上にどうやってつなげていくのか。先ほど、教育長、若干お触れになりましたけれども、逆にこちら側のアンケート調査の結果からは、（パネルを示す）今教育長が言われましたように、要改

善項目の中に学校の姿として、結果分析をして具体的な教育指導の改善に活用した比率はどうかと見ると、小学校、中学校ともに全国よりも11ポイント余り低い数値を示しています。また、結果を保護者や、あるいは地域の人に公表し、また、説明をしたかと聞くと、全国に比べると20ポイント以上も低いという状態。

これでは幾ら学力の向上にといつて、今、いろんな教育改革推進会議ですが、つくっていただいてやったとしても、なかなかもう既に分析をされている状態の中で前へ進むことは難しいのではないのかなど。これは一体どうされるのか、もう一度御答弁をいただきたいと思いますし、また、さらに、教育力の向上を、このような基本的な分析結果も持ち、基本姿勢として今教育長がお答えになったようなことを考えながらやっていく上で、今回、福井県に教育委員会から職員派遣をされる。この福井県に職員派遣をする、もう既に結果が出ているんだけど、じゃ、何を調査するんだと、その点について御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（真伏秀樹） 学力向上に向けた取組といたしましては、これまでも、例えば市町の教育委員会の担当者で構成をいたします学力向上推進会議というのを開催いたしまして、市町におけます学力向上に向けた取組の状況をもとに、授業の改善ですとか家庭学習におけるあり方等の意見交換等も行ってきたところでございます。また、先進的な取組の事例などを掲載いたしました授業改善支援プランを作成いたしまして各学校にも配付し、子どもの視点に立った形での授業の改善の取組、そういう形での支援もしてきたところでございます。

このような取組をしておりますけれども、いろいろございますように学力について十分な成果が出てきていないというのは先ほど分析を御紹介したとおりでございます。こうした中で、私ども自身といたしましても、子どもたちの学力の向上に向けて、全国学力・学習状況調査の結果の分析を通じて、子どもたちの学習状況のより一層の把握、それと、授業力の向上に向けた学校挙げての取組が大切だというふうに考えております。

それと、学校と家庭、地域、この辺がやっぱり一体となって、学力の向上に向けた県民総参加での取組という枠組みづくり、そういうことも必要かというふうに思っておりますので、先ほど申し上げました三重県教育改革推進会議の中でそうしたことを含めた具体的な方策について検討を進めているところでございます。

そうしたいろいろな検討をする中で、学力の向上に向けた学校での組織的な取組、それと、教職員の指導力の向上、それと、きめ細やかな指導のための少人数教育の推進、このあたりを中心に、施策のほうをもう少し展開していきたいというふうに思っております。

それと、福井県への職員の派遣でございますけれども、他県の取組からいろんなことを学ぶというのも大変必要なというふうに思っております、特に近県で学力向上に向けた先進的な取組をしていらっしゃる福井県でございますので、その福井県の教育委員会のほうへお願いをいたしまして、9月から来年2月までの6カ月間、私どもの事務局の職員、これ、教員籍の職員でございますけれども、1人を派遣いたしました。そこで、福井県におけます具体的な学力向上に向けた指導の方法、それから指導体制、それから、子どもたちが学習習慣や学習方法を身につけるための、県と市町、それから学校との連携、協力のあり方、さらには、家庭教育、家庭とか地域におけます取組など、いろいろつぶさに見せていただきまして、参考にできるところを本県の教育の推進のために積極的に取り入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

19番（小野欽市） 御答弁をちょうだいしましてありがとうございました。

今、聞いていただいている皆さん方、これ、テレビを通してずっと聞いていただいているのでわかりかと思うんですが、県の教育委員会としての認識というのは、既に我々が現場でPTAの会長を何年もさせていただいたり、学校評議員会やいろんなところへ顔を出させていただいて経験してきた

ことをそのままなぞって言われているだけなんです。

例えば、今、教育長が言われた少人数教育。先ほどの「全国からみた三重県のすがた」から抽出をしますと、教員1人当たり小学校児童数で14.97人、全国は16.84人、中学校児童数13.28人、全国は14.36人です。この数字だけを見たら、少人数教育、十分やっぴらっしゃる、努力してもらっている、お金もかかっている。しかし、今、お話では、さらにまた学校、それから地域、連携をしてやっぴいんだ。

地域は今、PTAや地域教育委員会や、何だかんだって言葉は違いますが随分協力をして、小学校、中学校、高校も含めて体制は組んであるはずであります。その中でおかつということで、これはもう、まさに今、実行あるのみだと思っんですよ。先ほど申し上げた分析の結果、どうやって現場へ持っぴいって、現場の先生方に協力をしてもらっぴやっぴいんだと、これはもう教育委員会あるいは教育の現場として、組織として前を向いて、未来のある子どもたちのために一生懸命、地域を巻き込んで三重の教育向上をできるようにしてもらっぴいということではなっぴいと思っぴいますので、ぜひその面、御協力を、我々保護者に対して御協力をいただきたいと思っぴいますし、我々保護者も全体としてはやはり教育委員会に協力をするのは当然です。

やっぴっていますよ。これ以上の協力はできないぐらっぴいやっぴいと思っぴいます。中には、いろいろな人がいますから、県教育委員会へ直接電話して文句を言う人もいるかもわからなっぴい。それはそれです。そのために教員がもし現場の教育ができないようになるんだっぴいたらまた違うことを考えればいっぴいと思っぴいますが、ぜひ一般の子どもたちの学力の向上のために、もう既に分析の結果は出っぴておりますので、さらに向上させていただくようにお願っぴいをしておきます。

それでは、次、県政についてから原子力災害への対応について、お伺っぴいをします。

ここしばらく、東日本大震災に係る福島第一原発の爆発による放射能汚染についての報道が切れることがなっぴいほど、あれもこれもと大騒ぎになっぴっています。特に、汚染された稲わらの関係の牛肉については、確かに一義的には

東京電力の福島原発の爆発によるものであっても、その稲わらを運ぶ流通過程では、九州からの肥料をトラック便で東北へ販売した業者が、帰り、空のトラックを回すときに稲わらを載せて愛知県、三重県へと回したという結果、その一部には農林水産省がぜひ売ってやってくれと指導したんだというような御意見を電話でお伝えいただく方もいらっしゃいます。

当時は被災地の支援ということで、やはりみんながそういうふうな目を向けて努力をした結果ということになるかもしれませんが、そのことを勘案したとしても、我が県として今回の事案が起こってから農水商工部を中心に、本当に職員の皆さん方は昼夜を分かたず大変な努力をしていただきました。この汗のかき方も一つ、それから、今度、放射能の測定機器を買うということもありますが、こういう費用負担について、やはりしっかりと国に物を言っていくべきだろうというふうに思いますが、その点についての当局の御見解を伺いたいと思います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 東京電力の原子力発電所事故におきます損害、これに関しましては、その範囲をどこまでにするのかという考え方が国の原子力損害賠償紛争審査会によりましてこの8月5日に公表されております。この指針を見させていただきますと、本県での県産牛肉の検査につきましては東京電力による賠償の対象に該当するものと私どもは考えております。

そこで、今回の経費につきましては、既にもう賠償請求がいろんな形で始まっておりますが、その被害と同じように東京電力に対して損害賠償請求を行うこととしておりますが、残念ながら現時点では、請求に必要な地方自治体の損害の補償基準等が東京電力から示されておられません。引き続きその情報収集に努めながら、それが示されれば賠償請求の事務手続に入りたいと思っております。

なお、国においては東京電力による損害賠償が迅速かつ適切に行われるように、原子力損害賠償支援機構の設置でありますとかその機構への出資などにより、損害賠償に関する支援を行っております。本県におきましても今後、

東京電力に対して補償請求を求めてまいります、様々な相談等につきましては国等に求めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

19番（小野欽市） ありがとうございます。

一義的には東京電力だけでも国には求めていくということで、まさに今、東京電力に幾ら言っても、この間からの報道を見ていると、被災者から請求をするに当たってもどうやって書いていいかわからないぐらい難しい書き方をしなきゃいけないと。一般の方がそういうことから、県や市やという地方自治体は後回しになると思いますよ。そんなことで、今、三重県が、先ほどの議論でもありましたように余裕があればいいですが、そんな余裕も何もない状態で、いいよ、いいよでは困りますので、ぜひ機会あるごとに、協力すべきことは協力をしなきゃいけませんと求めることはしっかり求めていくという姿勢で、昨日、江畑副知事は上京されているんな陳情をされたようですが、そういうチャンスもとらえてぜひお伝えをいただければと思いますのでよろしくお願いします。

次に、新県立博物館についてお伺いをしたいと思います。

今回の補正予算での提案内容、今後の博物館運営のかなめ、肝になるところだと思っておりますので、その点について、この予算、何を期待してどのようなになるのかを伺いたしたいと思います。

先日の本会議での質疑は若干ございましたけれども、私は特に、今回のトータルメディアとの契約が一体何をつくっていくことにつながって、施設ができた後の来館者を含んでどのような効果をこれから期待したものかについて伺っておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔北岡寛之生活・文化部長登壇〕

生活・文化部長（北岡寛之） 今回の新県立博物館の展示のねらいとかその内容について御説明いたしたいと思います。

新県立博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、日本の縮図と

も言える多様な自然と、古くから人や物の活発な交流の中ではぐくまれてきました三重の暮らしと文化を知り、そして深めてもらえるようにしていきたいと考えています。

展示の構成としましては、三重の自然と歴史文化を紹介する基本展示、それから、大小の様々な展示を組み合わせることで三重の多様な魅力を紹介するテーマ展示がございます。これらの展示に当たりましては、地域の資源が持つ魅力や感動を生かすため、多様な実物資料を中心に、レプリカや模型、さらには様々な効果的な映像を組み合わせたり、資料の背景や成り立ちなどをストーリーとして展示するなどして、わかりやすい展示を目指しております。さらに、これらの展示室に、県民や利用者の皆さんが自ら考え、学び、相互に交流できる交流創造エリアを組み合わせることで、三重の持つすばらしさや無限の可能性を発信していくこととしています。

このような展示と交流の相乗効果により、新県立博物館を、だれもが訪れるたびに新たな三重の魅力や地域のすばらしさを再認識して、地域を愛し、よりよくしていこうという思いや行動につながるような場にしていきたいと、このように考えているところでございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

19番（小野欽市） ありがとうございます。

今の御説明に当たる部分が10億円の予算。今、知事、聞いていただいていると思うんですが、多様性を求めるんだと。暮らしと文化を中心にした展示をして三重県の歴史文化から始めて魅力のある博物館につくり込んでいくというのは、知事の言葉で言うところにつくり込むということですが、その中にはストーリーもつくるんだということですけども、レプリカですよ。模型ですよ。どんな大きなものを幾つつくられるかわからないけど10億円です。

実は私、先日、国立東京博物館で奈良県が、大仏殿や、それから空海の展示をしていましたので、ちょっとお邪魔をして奈良県の感覚というものを勉強してまいりましたが、VRを3000万円ぐらいでつくってシアターでぼんと映すんです。パソコン三つだけでずっと映すんですが、この体が大仏殿の天

井あたり、大仏さんの中へ入って外が見えるような、体感できるシアターを  
しっかりつくった上で、そこで紹介をした一番最後に、奈良県の観光は、こ  
の時期ですから、11月にはこういうきれいさがありますよと魅力のPRをして、  
東京で見た人を奈良県へいざなうというような、随分これは欲張ったこ  
とを考えているなという感じではありましたが、それをやっているのが  
このトータルメディアと同じような関連業者なんです。

三重県が10億円をかけて契約をされるんでしょうけれども、展示物という  
のは一回つくってしまうと後でまた作りかえなきゃいけないけれども、10  
億円の展示物をかえるのに幾らまた要るんですかという話にもなってきます  
から、やはりぜひこれから、まだ間に合う部分はたくさんあると思うんです。  
そういうところは、今の時代ですから情報機器を駆使して、やはりそれこそ  
メディアの力というのはたくさんあるわけですから、その方向でもう一回御  
確認をいただく。企画の中へ入って行って、時間的に難しいのかもわかりま  
せんが、やはりそのところはしっかり見てもらわないと。我々が期待した  
作り込みをもう一回知事が見直すとされたのであれば、今、外形物だけ  
ではなくてまさにその中に込めるものを一度御確認いただいて創造していく  
という方向であればなというふうに思います。よろしく願います。

次に、みえの観光振興に関する条例について伺おうと思っておりましたが、  
随分この件については議論がなされてまいりましたので、実は私、長野県の  
小布施町という町へ行ってまいりましたが、この長野県の中でも各地域にそ  
れぞれの地域の物語をつくりながら観光振興というのを主軸にして、ここ30  
年ぐらい、特に長野県は温泉もありますけれども、いろんな流れをつくりな  
がらやっていらっしゃいます。中には美術館があったりお寺があったり、ま  
た、先ほどの渡邊部長ではありませんが、6次産業化したリンゴ、桃、そ  
ういうもので商品をつくって、その中へちゃんと取り込んで観光振興としてや  
っていらっしゃる地域があります。

そこでは、やはり販売もできますので、生産者、あるいはお菓子屋さん、



いろんなところへの波及効果もありますから、数値として具体的に、観光振興しているよ、以前より変わりましたということが見えてくるわけですが、まさに今回のみえの観光振興に関する条例の中でも具体の数値での結果の評価がやはり求められるだろうと思いますし、これが必要だと思いますが、その点についての考え方だけ伺いをしたいと思います。

〔長野 守農水商工部観光局長登壇〕

農水商工部観光局長（長野 守） 今議会で御審議をいただいております条例案につきましては、理念の制定にとどまらず、今申されました、その理念の具体化を図っていくということが重要でございます。そこで、今現在、条例第21条に規定をしております基本計画というのがございます。この基本計画の策定について検討を進めておるところでございます。

基本計画には目指すべき姿とその実現に向けて戦略的に取り組むべき施策というものを盛り込みたいと思っておりますが、そのほかに、施策の進捗状況を具体的な数値で把握する計画目標についても設定することによりまして、観光施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいきたいと、このように考えております。

中でも計画目標につきましては、例えば観光レクリエーション入り込み客数のほか、観光旅行者の満足度、あるいは観光消費額などの視点から設定を行いまして、観光施策の達成度の評価に努めていきたいというふうに考えております。

今後、その基本計画の策定におきましても、市町、あるいは事業者、団体等、各主体の皆さん方との意見交換も行いまして、共通認識をはぐくんでいくほか、議会に対しましても報告を行いましていろいろ御意見をいただいて反映させていくと、多くの関係者の方々の思いを結集するプロセスを大切にしながら、引き続き検討を深めていきたいと、このように考えております。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

19番（小野欽市） ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、小布施の町はそれこそ農産品で中心にやっつい

ますが、それぞれの篤志家がお集めになった美術館があったり、お菓子屋さんでおまんじゅう売っていたり、それもすべて含んで観光振興としてお使いになっていらっしゃる。

あるいは、また、石川県の羽咋市ってありますが、羽咋市はこれ、何が有名かっていったら、それこそ段々畑でお米をつくっているだけなんです、宮内庁に献上するお米をつくっているということで、日本国内だけではなくて世界的にこの米を売っているんですね。1俵4万5000円するんです。そのつくるのに65歳以上の高齢者が何人か集まってやっていたらいいんですが、そこへ金沢の大学生が訪ねて行って、しっかりそこで連携をして自分のふるさとみたいに田植えから何から全部つくる、こう入り込んでいく。明治大学の学生も呼び込むと。

あるいは、京都府の京丹後市、これは細川ガラシャのガラシャ米というのをつくっていますが、今、農業のことばかり言っていますけど、そういうふうにこだわりをつくってやっていたらいい。

これは長野局長だけではなくて渡邊部長にもあれですけど、しっかり、やはり全国でそういうことをやっているんだとわかっていただいた上で、観光振興にもぜひつなげていていただければ、もっと効果が出てくるかなというふうにも思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に、福祉政策についてお伺いをします。

この件につきましては、今朝一部新聞報道がなされておりますけれども、三重県が認定をした福祉施設であればおおむね、国にしましても各市町にしても、その活動については容認するところですが、今回、鈴鹿市内のかがやき福祉会の事案は、その盲点について公共の福祉補助金を食べ物にした事案であります。

建設に係る2次下請の支払いが約1億円、今日の報道では8100万円というふうになっておりますが、未払いになっております。なお、その福祉団体は同様の施設建設をもくろんでおりまして、これは中止になったようですが、オーナーと結託した1次の県内業者はその全額の支払いを受けながら、その

中から不明朗な金銭がオーナーに近い筋に流れているということが確認をされておりあります。

工事費の未払いという被害を受けた2次下請業者は、県の認定を受けた特定建設業者が頭になっている業態でありますから、信頼をして下請に入っただけで被害をこうむってしまった。大変厳しい経済状況ですから、やはりそういう信頼できるものがあれば、業者としてはそこへ参画をしたい。参画をしていった結果、おまえのところは別だよといって金をもらえないというようなことになっているわけであります。

このように、国や県からの公的資金での福祉施設建設に絡み、大きな被害を受けた県民が多数いる中で、三重県は立入調査なし。6月末時点での提出が求められている決算書さえ、まだ書類不備で確認ができない。施設側の体制整備ができないことを容認するような態度は納得しかねる点がございしますが、話は変わって、同じ担当所管では、違う県内施設への指導においては、今回、この4月以降という意味ですが、今回からは今までの解釈ではない解釈で指導するんだと非常に厳しい態度で臨むことを宣言して、相手側からの抗議を受けて後に国への事例解釈を紹介して、所管が間違っていたんだということはわかったとしても、わかった後でもなお今回に限りおまえのところは免除してやるよというようなことに受け取れるような言いわけをして、指導というふうにはしています。

このことについて、当局はどんなふうにお考えになりますでしょうか。本来は、県の当局の指導というのはすべての事案に対して公平で公正な立場で業務執行をしていただくべきであると思っておりますし、前段の三重県から1億円、国から2億円の公金支出がなされた施設の運営については、特に施設建設費の支払いについてどのような支払いがなされているかを関知しないというのは、幾ら法規制はありませんという問題だとしても、ここで放置をしていいのかどうか。

事は公金の使い道という大切な点でありますから、この点、監査体制の充実をもう少しするとか善処をすべきだと思っておりますが、この点についてのお考

えをお伺いしたい。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（山口和夫） 私は、社会福祉法人の指導監査等につきまして御答弁申し上げます。

まず、社会福祉法人の指導監査につきましては、社会福祉法等に基づきまして、利用者の生命や身体の安全・安心の確保や福祉サービスの質の向上を目的として実施しております。特に新設法人に対しましては、事業年度終了後にすべての法人を実地に指導監査を行いまして、会計経理をはじめとした法人業務の指導を行っております。

また、指導監査で不備が認められた法人に対しましては、文書により改善報告書の提出を求めるとともに、改善が不十分な場合には来庁を求めるなど、継続的に指導しておるところでございます。

さらに、確認監査を行い、是正改善等の状況の把握にも努めております。

なお、法人の運営等につきまして疑義が生じた場合につきましては、慎重に検討いたしますとともに、必要に応じまして国へも照会、確認をした上で指導を行っているところでございます。

今後とも、運営に課題のある社会福祉法人に対しましては、すべて社会福祉法等に基づきまして適正に指導監査を実施し、改善を図ってまいりたいと考えております。

御指摘の補助金の関係でございますけれども、これは市町が所管をいたします地域密着型特別養護老人ホームに関するものでございますが、これにつきましては、利用定員が29人以下の特別養護老人ホームということで、事業者指定及び指導監査権限が市町にございます。三重県からは当該市に対しまして補助をいたしまして、当該市が県補助金を受けまして、当該市補助金として当該法人に補助しております。

同法人に対しましては本年5月30日に、当該市と県が補助金調査を行いました。補助金事業に係ります工事請負代金につきましては、間接補助事業者であります同法人から元請会社に対し全額支払われていることを確認したと

ころでございます。この請負代金の未払い問題につきましては民間同士の契約ということで考えております。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

19番（小野欽市） 民民だからということなんですよ。ただ、部長が一番頭に言われた安全・安心な施設運営のために、その心はどこかへ消えた上で民民だから。知事、これは県から補助金が出ている。そこには28人の入居者がいるんです。あるいは2次下請でかぶっている県民がいるんです。こういう不備、ちゃんと対処すべきだと思いますが、一言だけお願いをしたいと思いますが、ありますか。

知事（鈴木英敬） 今御指摘いただいた事案については、現行の法制上は民民の契約におけるものであります。一方で、今、安全・安心ということで議員が御指摘いただいた趣旨も理解できますので、担当部局と再度相談をして、対応については考えたいと思います。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

19番（小野欽市） ありがとうございます。

時間もオーバーをしましたのでもう少し言い足りないところがありますが終わらせていただきますけれども、まさに安全・安心の部分で、そのようにお金がわからない、怖いというような感覚を持たれるような施設運営をしているところに28人入居者がいるわけです。その人たちの命を考えた上でもやはり適切な対応、これはぜひお願いをしたいと思います。

ということで、今日は初めての登壇で御質問をさせていただきました。今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

副議長（中村進一） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時4分開議

開 議

議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

議長（山本教和） 日程第2、議案第1号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。岩田隆嘉予算決算常任委員長。

〔岩田隆嘉予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（岩田隆嘉） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第1号平成23年度三重県一般会計補正予算（第5号）につきましては、去る9月20日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会において特に議論のありましたことについて申し述べます。

伊勢庁舎整備については、設計時に想定していた支持地盤の深さが一部において大きく異なっていたこと等により、新たに支持地盤を確認するための試掘費用など、多額の追加費用が必要となりました。今後はこのようなことのないよう、再発防止に努められることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 以上で常任委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

議長（山本教和） お諮りいたします。明23日から26日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、明23日から26日までは休会とすることに決定いたしました。

9月27日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時7分散会